

衆議院 經濟産業委員會 議 錄 第二十八号

平成十四年七月十七日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 谷畑 孝君
- 理事 伊藤 達也君
- 理事 竹本 直一君
- 理事 鈴木 康友君
- 理事 河上 覃雄君
- 理事 伊藤信太郎君
- 理事 大村 秀章君
- 理事 阪上 善秀君
- 理事 根本 匠君
- 理事 平井 卓也君
- 理事 松島みどり君
- 理事 保岡 興治君
- 理事 生方 幸夫君
- 理事 北橋 健治君
- 理事 中山 義活君
- 理事 松原 仁君
- 理事 山田 敏雅君
- 理事 漆原 良夫君
- 理事 土田 龍司君
- 理事 矢島 恒夫君
- 理事 西川太一郎君

- 議員 栗原 博久君
- 議員 中山 成彬君
- 議員 田中 慶秋君
- 議員 達増 拓也君
- 議員 小此木八郎君
- 議員 梶山 弘志君
- 議員 下地 幹郎君
- 議員 林 義郎君
- 議員 増原 義剛君
- 議員 茂木 敏充君
- 議員 吉野 正芳君
- 議員 川端 達夫君
- 議員 後藤 茂之君
- 議員 平岡 秀夫君
- 議員 松本 龍君
- 議員 山村 健君
- 議員 福島 豊君
- 議員 塩川 鉄也君
- 議員 大島 令子君
- 議員 宇田川芳雄君

議員

第一類第九号 經濟産業委員會議錄第二十八号 平成十四年七月十七日

- 議員 江田 康幸君
- 議員 遠藤 和良君
- 議員 井上 喜一君
- 議員 片山虎之助君
- 議員 下地 幹郎君
- 議員 根來 泰周君
- 議員 増田 峯明君
- 議員 芳山 達郎君
- 議員 上杉 秋則君
- 議員 檜崎 憲安君
- 議員 鈴木 孝之君
- 議員 竹野 治郎君
- 議員 中谷 俊明君

- 議員 江田 康幸君
- 議員 遠藤 和良君
- 議員 井上 喜一君
- 議員 片山虎之助君
- 議員 下地 幹郎君
- 議員 根來 泰周君
- 議員 増田 峯明君
- 議員 芳山 達郎君
- 議員 上杉 秋則君
- 議員 檜崎 憲安君
- 議員 鈴木 孝之君
- 議員 竹野 治郎君
- 議員 中谷 俊明君

- 議員 江田 康幸君
- 議員 遠藤 和良君
- 議員 井上 喜一君
- 議員 片山虎之助君
- 議員 下地 幹郎君
- 議員 根來 泰周君
- 議員 増田 峯明君
- 議員 芳山 達郎君
- 議員 上杉 秋則君
- 議員 檜崎 憲安君
- 議員 鈴木 孝之君
- 議員 竹野 治郎君
- 議員 中谷 俊明君

- 議員 逢沢 一郎君
- 議員 甘利 明君
- 議員 伊藤 達也君
- 議員 林 義郎君
- 議員 北橋 健治君
- 議員 鈴木 康友君
- 議員 田中 慶秋君
- 議員 武正 公一君
- 議員 平岡 秀夫君
- 議員 漆原 良夫君

委員の異動

七月十七日

- 辞任 山本 明彦君 補欠選任 吉野 正芳君
- 辞任 松本 龍君 補欠選任 平岡 秀夫君
- 大森 猛君 補欠選任 矢島 恒夫君
- 同日 辞任 吉野 正芳君 補欠選任 山本 明彦君
- 同日 辞任 平岡 秀夫君 補欠選任 松本 龍君
- 同日 辞任 矢島 恒夫君 補欠選任 大森 猛君

七月十二日
中小企業対策など国民本位の景気回復に関する
請願(藤木洋子君紹介)(第六六〇一号)
同(木島日出夫君紹介)(第六六二二号)
は本委員会に付託された。

七月九日
家電リサイクル法の見直しに関する意見書(福
岡県大木町議会)(第六七五九号)
中小企業への緊急金融施策の実施に関する意見
書(福岡県春日市議会)(第六七六〇号)
浜岡原子力発電所のたび重なる事故に当たり抜
本的な対策に関する意見書(静岡市議会)(第六
七六一号)
同月十五日
中小企業振興施策の充実に関する意見書(神奈
川県相模原市議会)(第七一三三三号)
中部電力浜岡原子力発電所一、二号機の休炉に
関する意見書(静岡県掛川市議会)(第七一三四
号)

本日(七月十七日)の会議に付した案件
会計検査院当局者出頭要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法
律案(山中貞則君外八名提出)(衆法第三〇号)
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法
律案(田中慶秋君外五名提出、第五百五十三回国
会衆法第一五五号)
入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契
約の適正化等に資するための予算執行職員等の
責任に関する法律等の一部を改正する法律案

(田中慶秋君外五名提出、第五百五十三回国会衆
法第一二六号)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法
律等の一部を改正する法律案(田中慶秋君外五
名提出、第五百五十三回国会衆法第一七号)

○谷畑委員長 これより会議を開きます。
山中貞則君外八名提出、入札談合等関与行為の
排除及び防止に関する法律案並びに第五百五十三回
国会、田中慶秋君外五名提出、入札談合等関与行
為の排除及び防止に関する法律案、入札談合等関
与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に
資するための予算執行職員等の責任に関する法律
等の一部を改正する法律案及び私的独占の禁止及
び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正す
る法律案の各案を一括して議題といたします。
提出者より順次趣旨の説明を聴取いたします。
林義郎君。
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法
律案
〔本号末尾に掲載〕

○林(義)議員 ただいま議題となりました自由民
主党、公明党及び保守党の三党共同提案の入札談
合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につ
きまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上
げます。
本法律案が検討されるきっかけとなりましたの
は、平成十二年五月に公正取引委員会が排除勧告
を行った北海道上川支庁発注の農業土木工事談合
事件において、発注者側が受注者に関する意向を
示していた等の事実が認められ、公正取引委員会
が北海道庁に対して改善要請を行った事件であり

ます。この事件を初め、昨今も発注者側が受注者側と結託して談合を行うことが見られるようになり、国、地方公共団体等の職員が受注者である民間事業者側の入札談合に關与する、いわゆる官製談合に対する社会的批判が高まったところであります。

このため、昨年三月より与党三党においてプロジェクトチームを設置し、官製談合を防止するための施策について検討を進めてまいりましたところであり、その検討過程において示されたさまざまな意見を踏まえ、また、検討中に明るみ出て社会的批判を浴びた、国会議員秘書のいわゆる口さきなど昨今の公共工事をめぐるとさまざまな事件において、例えば予定価格の漏えいなど、発注機関側に談合への関与について疑惑があることも踏まえれば、発注者も標を正す意味で立法化が必要であるとの結論に達し、与党三党において議員立法として本法律案をまとめ、提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、本法律案が対象としている発注機関は、国、地方公共団体及びこれらが二分の一以上出資している法人であります。

第二に、本法律案が対象としている入札談合等関与行為は、第二条第五項第一号から第三号までに規定しておりますが、談合の明示的な指示、受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏えいの三類型を定めております。

第三に、発注機関が講じる改善措置について申し上げます。

公正取引委員会は、通常の業務として、受注者である民間事業者側の入札談合の調査を行っておりますが、その結果、入札談合等関与行為があることを認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができることとし、当該要求を受けた発注機関は、みずから事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければならぬこととしております。

第四に、発注機関は、入札談合等関与行為を

行った職員に対して、賠償責任の有無等を調査の上、故意、重過失がある場合には、速やかに損害の賠償を求めなければならないこととしております。

第五に、発注機関は、当該職員の行為が懲戒事由に該当するかどうか調査しなければならぬこととしております。

第六に、発注機関がこれらの調査を行うに当たり、その適正を確保するため、調査を実施する職員を指定することを義務付けております。また、地方分権の精神や団体自治の尊重等の観点から、第八条において本法運用上の地方公共団体等の自主的な努力への配慮について規定しているところであります。

以上が、本法律案の提案の理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○谷畑委員長 次に、武正公一君。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案
入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○武正議員 おはようございます。民主党・無所属クラブ武正公一でございます。

ただいま議題となりました民主党提案の三法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

まず、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案についてであります。

官製談合は、発注者側が談合に關与するとい

その根絶を図るため、発注者責任の明確化を図るべきことを従前から主張してまいりました。

今国会において、与党三党からも法案が提出されたところであり、与党案では、事業者による談合を知りながら、発注者側が黙認をしていた場合について何ら触れていないこと、公正取引委員会と会計検査院との連携の強化のために必要な規定が置かれていないことなどの点で、不十分であると考えます。

以下、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、対象となる発注機関は、国、地方公共団体及びこれらが二分の一以上出資する法人であります。

第二に、入札談合等関与行為として、入札談合等を行わせ、助長し、または容易にすることをほかに、入札談合等が行われるおそれがあることを知りながら防止措置を講じないことを規定しております。

第三に、公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、改善措置を要求することができることとし、当該要求を受けた発注機関は、みずから事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければならぬこととしております。

第四に、職員に対する損害賠償請求について規定しております。与党案においては、職員に故意または重過失がある場合に賠償請求をする旨規定しておりますが、本法律案では、これを故意または過失としております。また、損害額について、裁判所から公正取引委員会へ意見を求める旨の規定を設けております。

第五に、職員に対する懲戒事由の調査について規定を設けております。

第六に、入札談合等関与行為があると認める場合における公正取引委員会による会計検査院への通知について規定を設けております。

次に、入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律案

についてであります。

官製談合は、自由かつ公正な競争のみならず、予算の適正な執行をゆがめる点においても許されざる行為であります。したがって、このような官製談合に対する総合的な対策としては、先述の公正取引委員会を中心とした市場の自由競争確保のための措置とあわせて、国及び地方公共団体における予算執行の適正化のための措置を講ずることが不可欠であると考え、予算執行職員等の責任に関する法律等、関係法律について必要な改正を行うこととした次第であります。

次にその要旨であります。国及び地方公共団体における予算執行職員の弁償責任の要件を、重過失から過失に改める等その責任の厳格化を図ること、会計検査院による立入調査権限の規定を追加する等その機能の強化を図ること、地方公共団体に係る外部監査を拡充し、その監査機能の強化を図ること、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により国が定める適正化指針に一般競争入札の徹底を明示すること等の措置を講ずることとしております。

最後に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正する法律案についてであります。

現在、公正取引委員会は、総務省の外局として総務大臣の所轄に属するものとされておるところであります。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適正な執行を確保することの重要性にかんがみ、総務省から内閣府に移管する必要があると考え、公正取引委員会を内閣府の外局として内閣総理大臣の所轄に属するものとする本法律案を提出した次第であります。

以上が、これらの法律案の提案の理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○谷畑委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

○谷畑委員長 この際、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、会計検査院事務総局第二局長増田峯明君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○谷畑委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として公正取引委員会事務総局経済取引局長上杉秋則君、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長長崎崎憲安君、公正取引委員会事務総局審査部長鈴木孝之君、総務省自治行政局長芳山達郎君、財務省主計局長長牧野治郎君及び国土交通省大臣官房審議官竹歳誠君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○谷畑委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○谷畑委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中慶秋君。

○田中慶秋委員、私は、民主党・無所属クラブの立場から、官製談合等についての質問をさせていただきます。まず、官製談合が今回の法案になる過程の中で、与党案、野党案を含めて、一年数カ月をわたったものの、この案がきょうここで審議をできるということは、ある面では非常に喜ばしいことである、このように思っておりますが、ただ、言えることは、昨年のうちにこの法案ができていたならば、もっといろいろな問題の解決になったんだらう、こんなふうにも思っているわけでありまして、その辺については大変残念でならないわけであります。

私は、国会に籍を置かせていただいて、ずっと、この官製談合という問題等々を含めてでありませけれども、いろいろなお話を聞いておりまして、たけれども、今国会ぐらい、例えば代議士が辞職する問題、あるいは三権の長と言われる参議院の議長さんがおやめになるような問題、さらには、まだまだ今司直の手でいろいろなことをされております議員の鈴木宗男さんの問題等々を含めて、いろいろな話題になった国会ではないか。そのときに当たって、もしこの法案があつたならばということが、ある面では悔いてならないわけでありませ。

たけれども、今国会ぐらい、例えば代議士が辞職する問題、あるいは三権の長と言われる参議院の議長さんがおやめになるような問題、さらには、まだまだ今司直の手でいろいろなことをされております議員の鈴木宗男さんの問題等々を含めて、いろいろな話題になった国会ではないか。そのときに当たって、もしこの法案があつたならばということが、ある面では悔いてならないわけでありませ。

○林(義)議員 今お話がありました。確かにこの一年、政治家の秘書その他のところ、また地方公共団体の長等がいろいろな形で疑いを持たれておる。特にこれらの問題につきましては、口きき料の収入というような格好で所得税法違反云々という話がありますが、根源は、やはり地方におけるところの公共事業等に関する取崩だ、私はこう思っております。

自由潤達に討論をしながら、この国の将来を憂い、あるいはこの国の将来の方向性を議論する、そういうことではなければならないものが、接触禁止など、こういう形で出てくるという問題、提案者として、大先輩であります林先生、このことを含めてどのようにお考えになられていらっしゃるか。お聞きしたいと思います。

○田中慶秋委員、私は、民主党・無所属クラブの立場から、官製談合等についての質問をさせていただきます。まず、官製談合が今回の法案になる過程の中で、与党案、野党案を含めて、一年数カ月をわたったものの、この案がきょうここで審議をできるということは、ある面では非常に喜ばしいことである、このように思っておりますが、ただ、言えることは、昨年のうちにこの法案ができていたならば、もっといろいろな問題の解決になったんだらう、こんなふうにも思っているわけでありまして、その辺については大変残念でならないわけでありまして、その辺については大変残念でならないわけでありませ。

たけれども、今国会ぐらい、例えば代議士が辞職する問題、あるいは三権の長と言われる参議院の議長さんがおやめになるような問題、さらには、まだまだ今司直の手でいろいろなことをされております議員の鈴木宗男さんの問題等々を含めて、いろいろな話題になった国会ではないか。そのときに当たって、もしこの法案があつたならばということが、ある面では悔いてならないわけでありませ。

○田中慶秋委員、私は、民主党・無所属クラブの立場から、官製談合等についての質問をさせていただきます。まず、官製談合が今回の法案になる過程の中で、与党案、野党案を含めて、一年数カ月をわたったものの、この案がきょうここで審議をできるということは、ある面では非常に喜ばしいことである、このように思っておりますが、ただ、言えることは、昨年のうちにこの法案ができていたならば、もっといろいろな問題の解決になったんだらう、こんなふうにも思っているわけでありまして、その辺については大変残念でならないわけでありまして、その辺については大変残念でならないわけでありませ。

たけれども、今国会ぐらい、例えば代議士が辞職する問題、あるいは三権の長と言われる参議院の議長さんがおやめになるような問題、さらには、まだまだ今司直の手でいろいろなことをされております議員の鈴木宗男さんの問題等々を含めて、いろいろな話題になった国会ではないか。そのときに当たって、もしこの法案があつたならばということが、ある面では悔いてならないわけでありませ。

○田中慶秋委員、私は、民主党・無所属クラブの立場から、官製談合等についての質問をさせていただきます。まず、官製談合が今回の法案になる過程の中で、与党案、野党案を含めて、一年数カ月をわたったものの、この案がきょうここで審議をできるということは、ある面では非常に喜ばしいことである、このように思っておりますが、ただ、言えることは、昨年のうちにこの法案ができていたならば、もっといろいろな問題の解決になったんだらう、こんなふうにも思っているわけでありまして、その辺については大変残念でならないわけでありまして、その辺については大変残念でならないわけでありませ。

たけれども、今国会ぐらい、例えば代議士が辞職する問題、あるいは三権の長と言われる参議院の議長さんがおやめになるような問題、さらには、まだまだ今司直の手でいろいろなことをされております議員の鈴木宗男さんの問題等々を含めて、いろいろな話題になった国会ではないか。そのときに当たって、もしこの法案があつたならばということが、ある面では悔いてならないわけでありませ。

○田中慶秋委員、私は、民主党・無所属クラブの立場から、官製談合等についての質問をさせていただきます。まず、官製談合が今回の法案になる過程の中で、与党案、野党案を含めて、一年数カ月をわたったものの、この案がきょうここで審議をできるということは、ある面では非常に喜ばしいことである、このように思っておりますが、ただ、言えることは、昨年のうちにこの法案ができていたならば、もっといろいろな問題の解決になったんだらう、こんなふうにも思っているわけでありまして、その辺については大変残念でならないわけでありまして、その辺については大変残念でならないわけでありませ。

たけれども、今国会ぐらい、例えば代議士が辞職する問題、あるいは三権の長と言われる参議院の議長さんがおやめになるような問題、さらには、まだまだ今司直の手でいろいろなことをされております議員の鈴木宗男さんの問題等々を含めて、いろいろな話題になった国会ではないか。そのときに当たって、もしこの法案があつたならばということが、ある面では悔いてならないわけでありませ。

○田中慶秋委員、私は、民主党・無所属クラブの立場から、官製談合等についての質問をさせていただきます。まず、官製談合が今回の法案になる過程の中で、与党案、野党案を含めて、一年数カ月をわたったものの、この案がきょうここで審議をできるということは、ある面では非常に喜ばしいことである、このように思っておりますが、ただ、言えることは、昨年のうちにこの法案ができていたならば、もっといろいろな問題の解決になったんだらう、こんなふうにも思っているわけでありまして、その辺については大変残念でならないわけでありまして、その辺については大変残念でならないわけでありませ。

でも、宮城のように知事が全然知らなくても、それぞれ当局と県会議員、あるいはまた地方議会の人たちの中でそういう問題が起こっている。こういうことが、この一連の中でいろいろなことがたくさんござりました。

私は、こういうことを見て、今回の官製談合の問題、特に天の声というのが、私は初めて知ったんですけれども、天の声というものがあつたんですね。天の声ということ、林先生、御存じですか。

○林(義)議員 よく天の声というふうに使われまされども、私は、そういうところから出てくる話というのはあると思いますが、これは、ある程度まではやはり日本の社会にあるところの特性的なものだろう、こう思うんです。ヨーロッパの社会とかアメリカの社会ではないことで、上の方からちやつと言われたからという話で天の声というふうな話、だから少々悪いことをしてるところの天の声だ、こう思うんです。

こういったような話は、やはり自由主義社会でありますからやらなくては行けない、規制をしていかなければならない、こういうふうには思っておりますし、日本の古くからあるところのその考え方を、全部をやつてしまふということは日本の特性として一体どうかというふうな基本問題まであるだろうと私は思います。

しかしながら、やはり自由社会でありますから、自由社会らしいフリートレードの精神というものを持ってやつていく。と同時に、日本社会の持っているところのもの、こういうふうな考え方をうまくこれを活用していくか、こういうことだろうと思つておるところであります。これは日本の社会あるいは日本の哲学の基本問題だろう、私はこう思つておるところであります。

○田中(慶)委員 そんなことを含めながら一つ一つ詰めてまいりたいと思つてはいるんですが、実は、議員の秘書あるいは役人のOBの皆さん、こういうところが、何か口ききビジネスとい

うものがあるんだそうです。私は初めて、今回全部調べていたら、そういうことを含めて、口ききビジネス、そして、結果としていろいろの官製談合につながつていっている、こういうことであると思います。私は、こういう一連のことを考えてみますと、やはりそういう口ききビジネスといふことが言われるようなこと自体、慎まなきゃいけないことだと思つています。

ところが、現実にはそういうものが横行している、こういうことでもありますから、今回の法律もそこまで突っ込んでやらなければいけないんじゃないか、こんなふうな思つておられます。与党案をずつと見させていたおられます。第一段階だからそこまで突っ込まないのかもわかりませんが、その辺が明確になつていない、それはどういふことなんですか。

○林(義)議員 確かに、おっしゃるとおり、口ききビジネスというふうな話があります。この話はやはり確におかしいというんですが、先ほどもちよつと申しましたように、日本社会の中には、やはり口ききとか天の声だとかというふうな話があります。天の声という言葉は、言葉自体としては、天の、上の方からの声、話ですから、悪いという意味ではない。やはり上の方からある程度まで言つてきてやる。しかし、民主主義社会ですら、民主主義社会ではお互いが自由競争でもつてやりますから、だれが言おうとかが言おうと、私は、やるべきものはばつとやらなくちゃいけないというのがルールだと思つておられます。その辺の考え方をどう整理していくかということだろうと思つています。

そういった意味で、我々もいろいろな話をやつたのです。一年何カ月もかかつていろいろやりました。その中で常にそういう話が出てきて、どうしようかこうしようかという話がありました。そういう話で、一体どこまでが今度はやれるのかね、どうなのかねと。

天の声でやるということになつたら、極端なことを言つたら、天の声でおよそそんなことをや

る、談合でもやるというような話になつたら、もう一切やめてしまえ、どんなことでも、談合が見つかつたならば、後で見つかつて全部拒否してしまえ、こういうふうな話まで実はあつたのです。が、そこまでやつて果たしてどれだけの効果があるんだらうかと。

やはり国民に、政治に対する信頼とか、あるいは地方公共団体に対する信頼というふうなものがないければならない、こういうことだろうと思つています。その辺の、悪いところはやはり整理をしていこう、こういうことで第一歩をやつていこう、こういうことになつたわけでございます。

基本的には、先生おっしゃる通りに、あるいはこれからさらにいろいろ考えていかなければならない問題かもしれない。しかしながら、どこまでそれをやつていくか。全部が全部ひっくり返してしまつて、全部が全部ゼロだというふうな話にしたのでは社会が成り立ちませんから、そういった意味で、本当にこれは悪いぞ、だれが見ても悪いぞというふうな話を押さえていくというふうな格好でとりあえず話をしていこう。そして、それからいろいろ調べていく、どういふこともおかしき、こういうふうな話が出てきたら、またそのときにやつていく。

特にこれは議員立法でありますから、議員立法としてやつていくときには、いろいろな形でお互いが相談をしてやつていくということが私はこれからできる話だろうと思つておられます。政府の提案でどうだこうだということじゃありません。私は、議員立法として与野党一緒になつてやるということも当然に考えていかなければならない話じゃないかと思つています。

これによつて全部悪がなくなるなどというふうなところまでは、正直言つて、どこに悪があるのかわからない。この中に悪があるのか、天井の上に悪があるのかわかりませんから、それを全部が全部きれいにするわけにはなかなかない。しかしながら、きれいにするところだけはきれいにしていこう、こういうのが今回の法案の提案

だ、こう御理解いただければありがたいと思つています。

○田中(慶)委員 そこで、先生、今回も鈴木宗男さんの関係で、予算執行が、予算の価格、予定価格と執行価格、九九・何%なんというふうなことは普通考えられないんですけれども、今回いろいろなところでそういうものが報道されておられます。これは本当は会計検査院、きょう私は呼んでおりませんからあれなんですけれども、ずつと調べてみましたら、先生、今三割近く九九%の執行率があると言われておりますけれども、これは正常じゃないと思つておられます。このこと自体が、ある面では、談合かな、あるいは官製談合かな、こんなふうに使われるんですけれども、先生はどのお考えになりますか。

○林(義)議員 まさにその辺が、これからどう考えていつたらいいかということの一つのポイントだと思つています。

というのは、仕事をやりますと、仕事を発注する方の地方公共団体の土木部とかというふうなところが、それでは全部仕事をやつていっているかといつたら、やつていないわけですね。そうしますと、業者の人に、ここでこれだけの仕事をやつたらどのくらいかかるかね、いや、ちよつとそれは調べてみないとわかりません、調べてみましょうか、こういうふうな話になる。

それは、全部わかれば役所の方が調べていくことができませんが、新しい溝をつくるかどうだということになるとどのくらいかかるかというの、なかなかそれは正直言つてわかりません。やはり民間のそういう専門家について話をすると、こういう格好で、そのかわり、それはおまえのところから聞いただけで、別におまえのところをそれでやるというわけでも何でもありませんよ、こういうふうな話になつてくるんだらうと思つています。こうしたような格好でやつていくということが、一つには、今お話しになつた九九%もなつてきている。それは確かに、言われたものの金額と同じぐらいの金額、九九%も同じだというふうな

て、線引きをどこにするかという難しい問題がある、さらに、どういう形で限定ができるかということについて考えてまいりたいというふうに答えておられますので、これ以上質問するのは死人にむちを打つようなことになるのかもしれないけれども、その必要性を我々として訴えたいということ、さらにちよつと質問をさせていただきたいというふうに思うんです。

まず、平成十二年二月一日付の建設省建設経済局長、自治省行政局長名の通達で、「地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について」というのが出されております。その中の「記」の七番に、「談合情報マニュアルの策定」ということが指定されているわけであり、この談合情報マニュアルの策定の実施状況というのはどのようになっているか、これをちよつと国土交通省、それから総務省にお聞きしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。談合情報対応マニュアルの策定につきまして、平成十二年度の調査によりますと、都道府県で四十二、指定都市で十、市町村で千三百十五、合計千三百六十七で談合対策マニュアルがつくられております。

○芳山政府参考人 ただいまの調査は、国土交通省と総務省と一緒に調査をしておりますので、以上のとおりでございます、よろしくお願いたします。

○平岡委員 都道府県レベルでは多分九〇％近いところがつくっているということだと思っておりますけれども、市町村レベルでもかなり、半分近いところがつくっているということでございます。

このマニュアルの中に、マニュアル化に含まれるべき事項として「公正取引委員会への通知」ということを書いてあるわけですが、この通知の対象に談合情報というものは入っているのでしょうか。いかがでしょうか。

が、談合情報を得た場合等の独占禁止法違反の行為があると疑うに足る事実があるときにおける内部での連絡・報告の手順、公正取引委員会への通知の手順、また通知の事実やその開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取り扱い等について定めることとしております。

各地方公共団体におきましては、この指針に基づいて談合マニュアルを策定してございまして、今お尋ねがありました点につきましては、当該マニュアルに基づいて談合情報について公正取引委員会に通知しているという状況でございます。

○平岡委員 今のマニュアルの中でも、談合情報については公正取引委員会に通知しないというふうな形で、例えば地方公共団体あるいは国のこうした入札にかかわっている職員は、談合情報があったというときにはこうした通知をしなければいけないということが既にもう行われているというふうなことであります。

さらにお聞きしますと、平成十二年に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのができてございまして、この第十条に、「各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長は、「独禁法の規定が引いてありますけれども、これは、不当な取引制限あるいは不正な取引方法、談合が入るわけですが、こういう談合があると「疑うに足る事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならぬ」というふうに明確に書いてあるわけでありまして。

既にこれは施行されておりますから、平成十三年度においてどれだけだけの談合情報が公正取引委員会に対して通知されたのか、この状況についてお聞きしたいと思います。

○平岡委員 今答えていただいたように、既にさまざまな仕組みの中で、談合情報があったら、その担当者あるいはその長は公正取引委員会に通知しなければいけないという、これは法律で義務を課している法律です。そういう義務が課せられているという事実が法律で既にあるにもかかわらず、今回、そうした情報があるにもかかわらず適正な措置をとらないということについて何らの対応もしていないというのは、私は不十分だろうというふうに思っております。

それからもう一つ、さらに次の視点でちよつと聞いてみたいと思うんですけれども、例えば予算執行職員が、入札をしている業者の間で談合が行われているということを知っておりながら入札手続とか契約手続を執行していったというような場合、会計法規上どのような責任を負うことになるのでしょうか。これは財務省にお聞きしたいと思います。

○牧野政府参考人 お答えいたします。お尋ねの、予算執行職員等の責任に関する法律というのがございまして、予算執行職員が故意または重大な過失によりまして、法令に準拠せずに入札手続や契約手続を履行し国に損害を与えた場合に弁償の責を負うこととされております。そのほか、国に損害を与えない場合においても、会計検査院が当該職員の任命権者に対して懲戒処分を要求することができるということにされております。御指摘のように、予算執行職員が業者間に談合が行われていることを知りながら入札手続や契約手続を履行したのが明らかであれば、これは同法に定められた責を負うものと考えられます。

○平岡委員 今、明確に答弁があったように、黙認というケースの場合でも、予算執行職員は損害賠償責任とか懲戒処分を受ける、そういう責任を負うということも明確になっているわけですね。これをあえてこの法律の対象から外してしまうというところについてはいかがなものかというふうに思います。

がこうした黙認によって行われているかということとは実はなかなかわからないわけでありましてけれども、それをちよつと突っ込んで聞いてみたいというふうに思うんです。

談合事案について、公正取引委員会が勧告あるいは課徴金納付命令などの法的措置を講じたものというものは、平成八年度から平成十三年度までの六年間どのくらいあるのか。これは公正取引委員会の方にお聞きしたいと思います。

○鈴木政府参考人 平成八年度から十三年度までの六年間におきまして、国、地方公共団体、特殊法人等の発注に係る契約案件で、事業者または事業者団体の独占禁止法違反行為が認められ、公正取引委員会が法的措置をとった事件は九十九件でございます。

○平岡委員 それでは、その中で、発注者、これは国とかあるいは地方公共団体になるわけですが、発注者に対する改善措置を要請したものは何件あるのでしょうか。

○鈴木政府参考人 ただいま申しました九十九件のうち、発注者側の関与が認められたり、発注方法に問題があるなどにより、公正取引委員会として発注者に対して改善要請を行いました事件は十二件でございます。

○平岡委員 今答弁がありましたように、公正取引委員会が談合事案として法的措置をとったのが九十九件、そのうち、発注者側に何らかの行為があったというところで改善措置が要請されたのが十二件、差し引きますと八十七件、約九割が発注者側には何らの指摘もされていないということなわけですね。

世上、談合についていっていると、これはやはり発注者側にもいろいろ問題があるんだということを指摘されておきながら、あるいは一般の人たちがそういうふうな認識しておきながら、発注者側に何らの行動もとられていないのが九十九件中八十七件もある。こういう状況を放置しておいて本当に官製談合というものが、談合というものがなくなっていくのか、私は大いに疑問があるというふう

うに思っております。

今すつと述べましたような実態、それから、これは新聞に出ていたわけでありましたけれども、昨年の七月五日付の新聞でございましたけれども、公正取引委員会の根拠委員長がこういうことを言っておられます。新たな法律で、これは「そこ」と書いてあるの、ちよつとそこは私が意識しまして、不作為による義務違反を整理し、処罰のルールをつくるのは、私はいいいことだと思つた。新たな法律で不作為による義務違反を整理し、処罰のルールをつくるのは、私はいいいことだと思つた。こういふことを踏まえてみる、与党案において入札談合等関与行為に黙認を含んでいないといふことについては、私はこの時点でも大いに問題であるといふふうに思つてゐるわけでありました。

この点に対して、国土交通省、財務省、そして公正取引委員会、どのように考えておられるか、最後に提案者にもせつかくですから聞いてみたいと思つております。よろしく願ひいたします。

○竹蔵政府参考人 解答いたします。発注者が入札談合に関与するいわゆる官製談合はあつてはならないことでありまして、その防止を図ることは重要なこととございます。

また、談合情報が発注者に寄せられた場合には、これを放置し、それを黙認しているなどの批判を受けないよう、直轄事業におきましてはマニュアルをつくりまして、ほとんどすべての談合情報につきましては公取へ通報してきていますとござります。

ただいま御質問がございました、入札談合等関与行為について黙認が含まれないことについてどうかという御質問でございますが、本法案が議員提出法案でございますので、国土交通省としては、評価することは差し控えてさせていただきますと思ひます。

○牧野政府参考人 解答いたします。先ほど申し上げました予算執行職員等の責任に関する法律、これはあくまで契約に直接関与した

します支出負担行為担当官、契約担当官についての規制でございます。それを超えて入札談合等関与行為にどのような行為類型を含めるかにつきましては、入札談合防止の実効性をいかにして確保するか、そういうことを踏まえて競争政策上の観点から初めとして、さまざま観点から御議論いただくべき問題ではないかと考えております。

○根来政府特別補佐人 私どもの立場から申しますと、俗に談合列島と言われているような汚名を何とか晴らしたいという気持ちでおるわけでございますが、独占禁止法の執行自身も隔靴掻痒といふところがございまして、私もは常に反省してゐるところでございまして、その独占禁止法の執行に絡みまして、やはり発注者の問題があるんじゃないか、発注者の問題についてはもつと何かやる方法はないのだろうかといふことを常に考えてゐるわけでございます。この点については、私も、独占禁止法の枠外でございまして、何ともならないところにこれもまた隔靴掻痒という感じを持つてゐるわけでございます。

このたび、こういう法案について民主党あるいは自由民主党からいろいろ法案が提出されてゐるわけでございます。私も、本当に大変ありがたいことと思つてゐるわけです。ただ、内容につきましては、これは立法府がいろいろお考えの上やっておりますこととございまして、私も、あれこれ申し上げるところではございせんが、やはり一歩前進、二歩前進といふところで非常にありがたいことと考へております。

○林義議員 今、各省並びに公正取引委員会から御答弁がありました。まさに、この官製談合防止法案をつくることの話の初めに、委員長が、神戸新聞だつたと思ひますけれども、神戸新聞で、やはりやらなくちゃいかぬといふ話があつた。私もこれについては同感だ。

しかし、どこまでどういふふうにして具体的にやるかといふのを詰めていかなければなかなかできない。抽象的に、不作為のものをやめろ、それ

から、談合だといつてやつたら、けしからぬといつて処罰する。それなら、談合に漏れた人から、変なことだけれども、談合に漏れたんだからおれはあいつたちをたたいてやる、こういうことを言つて訴えたりなんかする、しかし談合ではないといふような話に一体どうするかね、こういうふうな話から詰めていかなくちゃならない。法律ですから、確実に悪いといふことは確かにあるんだけれども、どういふふうな形で悪いといふことを直していくか。単に悪いからといつて全部直しちゃつたら、それで全部がうまくいくような形になるのかどうか、やはりそのことを考えながらやつていかないと本當の立法にはならぬのじゃないかな、こういうことで、平岡さんにも私はいろいろと御厄介になってゐますから、確かにおっしゃることはよくわかるし、それから、いろいろな話もやつていかななくちゃならないし、それでは一体どういふふうにしたらこれができるのかね、悪いぞと言つただけではできないので、どういふふうにしたらいい形の修正ができるか、いふ方法ができるかといふことを私もは詰めてやつたところではございます。

初めは、不作為の問題も含めてずつといろいろとやつていたのです。しかし、だんだんやつていくと、これもやらなくちゃいかぬ、あれもやらなくちゃいかぬ。しかしながら、やつたら、両方の考え方があつてだんだんできない。思い切つて、もうとにかく、本當に悪い、だれが見てもおかしいといふところをまずやつて、それからさらに進んでいくといふような格好で法案をつくつていかないと、これはなかなか法案の形にならないで、百年河清を待つようなことをやつておつたのではしようがない、とにかく一歩でも前進していこう、一歩でも進んでいこう、こういうような格好で私もはやつてきたところでありまして。また平岡さんにも教えてもらいたいな、こう思つてゐることを申し上げておきたいと思ひます。

○平岡委員 林先生には大変御苦勞されている様子がありありとかがわれましたけれども、我々

としては民主党案を提出いたしてあります。ぜひとも、黙認といつたようなことも今回の規制の対象にしていくことが必要であるといふことを私の方からも重ねて申し述べさせていただきますといふふうに思つております。

次に、我々の民主党案の中で大きな特徴になっているのは、地方における監査機能というのが十分でない、それが一つ地方における談合といふのがなかなか防止できないことの原因になつてゐるのではないかといふような観点で、地方の監査機能の強化といふことも行つてゐます。先ほど言いました平成十二年一月一日付の通達の中でも「監査の徹底」といふことが書かれておりまして、「監査委員による監査の徹底を図ること」といふことで指示がされております。

そこでちよつとお聞きしたいんですけれども、現在、多くの地方公共団体に入札監視委員会とか談合情報対応のための委員会というのが設置されてゐるといふふうに向つてゐますけれども、こうした委員会と監査委員とは、どのような関係で、どのように連携をとつてこの入札問題について取り組んでいくかといふことについてお聞きしたいと思ひます。特に計数的なことでも結構ですけれども、お答えいただければと思ひます。

○芳山政府参考人 ただいまお尋ねのありました入札監視委員会の設置状況は、まだガイドラインを出したばかりで、地方団体全体で九十六団体でございますが、談合情報対応のための委員会の設置状況は千三百六団体でございまして、四〇％程度でございます。

機能としては、入札監視委員会は地方公共団体の長の附屬機関でございます。条例の設置でございまして、競争参加資格の設定ないしは指名の件について定期的に報告徴収を受けて、内容についての審査、意見具申といふ第三者機関でござい

す。
今お尋ねのありました監査委員でございますが、地方公共団体の執行機関でありますけれども、財務に関する事務の執行についての監査をすることが任務となっておりますことでございます。入札契約も当然対象になるわけでございます。

ただ、この監査委員は地方公共団体の長から独立した立場から監査するという点については、入札監視委員会等の機能とは異なっております。ただ、今御答弁申し上げましたように、入札契約に関する事務の状況チェックという点では共通しますものですから、両方適切な役割分担のもとで実施されることを期待しております。

○平岡委員 せっかく委員会ができているにもかかわらず、なかなか連携ができていないというような印象をちよつと受けましたけれども。

今の我々の法案の中には、監査委員の監査機能の強化の一つとして、例えば会計検査院では、賠償責任の有無あるいは賠償額、これは弁償額と言っておりますけれども、賠償額を独自に決定するということができる仕組みになっていくんですけども、地方自治法の方では、地方公共団体の長が求めない限りは監査委員はそうしたことができないんだというふうになっていて、我々はそれを監査委員独自でもできるようにするといったようなことを今回の改正法の中に盛り込んでいくわけです。

かように、地方公共団体の監査機能の強化を図ることによって談合をできる限り防止していること、あるいは排除しているという考え方はどうなっているんですけれども、与党の方ではこうした問題について特に今回規定がございません。この点について与党案の提出者の方々はどのように考えておられるのかについて、簡単に結構でございますので、どうぞよろしくお願いします。

○林(義)議員 ほかの方からあるいはお答えをさせていただくことになってきたのかもしれないけれども、私からお答えをさせていただきます。

与党の方でいろいろ話を聞きました。そのときに、地方公共団体からは、知事会、市長会、町村長会、それぞれ三遍にわたりましていろいろ話を聞いたのです。

極端な意見を申しますと、地方から、特に小さなところからは、今やっていると何でこんな新しい法律をつくらなくちゃならないのか、我々は一生涯懸命に誠実にやっているとんだから、それでいいじゃないですか。法律というものはそういうものじゃない、まじめに誠実にやっているならば、そんなことは必要ない。ただ、やはりやらないといけないところがあるからという形でやった話であります。

ところが、今の監査委員を置くとかなんだとかというような話、監査委員をどうするかというような話については、やはり小さな地方団体では、一律にやられても、職員が六十人ぐらしかおらぬところに、監査委員を何は置いてどうするんだと。しかも、同じ村なり町の役場の人ですから、お互い一緒に今までやっていた。それが、おまえ、おかしきぞと言っちゃったところで、現実問題としてうまくいきますかという話もあつたのですよ、正直言って。そこをどういうふうな形でやっていくか、独立したものをつくるか、あるいはどういうふうな形でやたらうまくいくかというの、さらに考えていかなくてはいいかぬ。

今御指摘のような、いろいろな監査をやつていくという方向は、私はいい方向だと思っておりますよ。私は、どういふふうにしてそれをやっていったらいいのかが法律としての問題ではないかな、こう思っていることを申し上げておきたいと思つてます。

○平岡委員 監査機能の強化は方向としてはいい方向だということがありまして。ぜひ、与党プロジェクトチームをこれで解散するということじゃなくて、引き続き検討を重ねていただきたいというふうに思います。

きょうは、会計検査院関係についてもちよつとお聞きする予定だったんですけども、時間が来

てしまいました。済みません、まことに申しわけございません。また機会がありましたら質問させていただきますので、どうぞお許しいただきたいと思つてます。

以上で終わります。

○谷畑委員長 松原仁君。

○松原委員 私は、この官製談合防止にしまして、民主党の提案者に対して御質問をいたしたいと思つております。

御案内のとおり、この談合、特に官製談合、こつういったものがあると、大変にさまざまな意味で民間から見ても納得できない。政治の信頼感を回復するためには、最も大事な事柄であろうと思つております。時間が余りございませんので、簡潔に御質問いたしたいと思います。

まず第一に、官製談合防止のための新法とは別に、地方自治法と入札適正化法の一部改正を行うのはなぜか、これを第一に御質問いたします。

○武正議員 松原委員にお答えをいたします。官製談合は、自由かつ公正な競争社会をゆがめると同時に、予算執行の適正をも害する悪質性の強い行為であるということで、今お尋ねの点は、新法とは別に、予責法なども含め地方自治法あるいは入札適正化法など、民主党とすれば六つの法案、新法一つに五つの法律の改正、これだけパッケージで出したのはなぜかということだと思つてます。

先ほど林議員の方からお話があったように、地方ということなんですが、実は談合というのは地方自治体に多い、これがやはり問題意識にございまして。あるいはまた、片山総務大臣が五・五兆円の地方への税財源の移譲ということを言っております。分権の時代でございます。いよいよ地方のさまざまな発注がよりふえるというふうにご想像される中、地方に対して、やはりきちつとした今回の官製談合防止法案、法的な措置が必要だろうといったところがございます。

また、監査委員は、地方議会においては、やはり地方議会はオール与党といった中で、どうして

も首長と監査委員のなれ合いといったことが指摘されておりますし、そういった中、監査委員の補助といったような形で外部監査人制度を入れられたのですが、これもまだまだ監査委員よりもランク下のような感じがありますので、本民主党では、それを同じにしよう、あるいは監査委員への相談機能、そしてまた入札適正化法では、一般競争入札を原則とする、あるいはJ-Vの適正化、こつういったことを触れたわけでございます。

○松原委員 弁償責任の検定に係る除斥期間を削除した意味はどういうことか、お伺いいたします。

○武正議員 この除斥期間、当初、予責法の法制定のときになぜ三年にしたのかというのを、議事録を見ても香としてその意味がわからないというのが実態であります。実際に、この三年というところは、事実が発生してから三年ですので、予責法に基づいて会計検査院が乗り出しても、もう三年過ぎちゃつていて、こつういうのが過半であります。こつういったことも含めて、会計法に準じていいたろう、やはり五年にすべきだということによって削除すべきというふうにしたわけでございまして。

○松原委員 大変よくわかりました。

次に、弁償責任の転嫁に係る意見の表示方法の改善、予責法第八条の改正の趣旨はどういうことか、お伺いいたします。

○武正議員 弁償責任の転嫁に係る意見の表示方法の改善ということですが、これはまだ予責法で戦後一回も使われていないということでございます。私も、片山総務大臣にこの点で、日本の行政組織にはなじまないんだというふうな言われまして、この法律というのは、上司から法令や予算に違反した命令を受けて、これはまずいなと思つてもそれをやってしまう、それがやはり日本の行政組織の一つの問題点だと思つてます。

このときには、予責法八条は、問題があるなどといったときには、文書で上司にそのことを申し上げれば、ある面で免責になる、責任を転嫁できる

という法律なんです、戦後一回も使われていないというの、やはり文書で出すというのには難しいわけですね。ですから、例えば同じ課の同僚の職員二人に言っておくとか、あるいは口頭で言うとか、もうちょっと条件を緩和していいんじゃないかというように、行政組織にあつても上司の命令は絶対という国家公務員法がありますが、その中でも、やはり法令、予算に違反してれば、それに対して物を言える、これがやはりあつてもよいというふうに考えておるところでございます。

○松原委員 続きまして、公団等の予算執行職員に係る弁償責任の検定等、これは予責法第九条の二項であります、趣旨はどういうものか、これを少しお伺いいたします。

○武正議員 公団について、現行法では八つ予責法の対象となっております。民主党案では、これは、国が資本金の二分の一以上を出資した団体ということでございますが、やはり国が二分の一以上を出資している法人であれば、会計検査院による必要の会計検査の対象となり、国の出資の当否が問われるべきであると考えますので、国の予算執行職員と同様に、公団職員にも責任を負わせるべきであろうというふうに考えるところであります。

○松原委員 大変に必要な事柄かなというふうな認識を質問しながら感じているわけでありまして、本条の追加等により対象法人はどれぐらいに増加するのをお伺いしたいと思ひます。

○武正議員 先ほどお話ししたように八つが百三十三にふえるわけでありまして、先ほど平岡委員からの質問に対して、公取が、平成八年度以降、発注者に要請をしたのが、九十九件の法的措置のうち十二件であつたという答弁がありました。その十二件の中には、例えば郵政省による郵便番号の読み取り機械についての問題点ありというふうな形で、郵政省への指摘もあつたんですが、今この話の中で、民主党が、やはり二分の一以上の出資団体、住都公団とか関空などもこの要請の中に

入つておりますので、やはりこれは二分の一以上の出資団体に広げるべきだというふうに考えるわけですね。

加えて言えば、今通常国会で通りました郵政公社化法、今の予責法では郵政公社は予責法の対象外であります。ただ、やはりこれは、今回、国会も郵政公社化によつてチェックできないといったこともありますので、やはりこの予責法の対象にしていくべきだろう。独法よりも緩いような、そんなところがありますので、これはやはり広げるべきであろうというふうに考えます。

○松原委員 一番大事なことは、今のさまざまなことを含んで、本法律の改正によつて、談合の防止という一番根本的な部分の実効性があるのか、これが一番大事なわけですが、これに関して、断固談合の防止はできるといふふうにお考えかどうか、これをお伺いしたいと思ひます。

○武正議員 先ほど触れましたように、地方公共団体に對してやはりきちつと法的措置をとるといふ民主党案、並びに国が二分の一以上の出資団体、百三十三についても予責法の法的措置がとれる、こういったところが与党案との違いといふふうに自負をいたしますし、入札適正化法の強化といふことで、先ほど触れた一般競争入札、J・Vといふところも民主党案は触れているわけですが、この入札適正化法、やはりこれをもつと強化をしていかなきゃいけないという課題があるかと思ひます。

もう一点は、今、入札についてさまざまな改正、改革が地方自治体で行われています。これは、林議員が言われたように、地方自治体の自主的な取り組みというのは私はやはり尊重すべきだと思ひます。ただ、いいところが多いかといふと、まだまだ少ないですね。やはりそのため法的な措置が必要なんです。

今国会でも取り組んでいます。例えば、予定価格を事前公表する、こういった地方自治体の流れなんです、逆にこれが、事前公表があるがために、今までのボーリングといふことはもう一切な

くなつたんですね。ボーリング、事前調査はなくなった、予定価格を知ることは。ただ、そのかわり、もう一社が決まっていれば、その一社しか見積もりをやらな、あとはもう一切見積もりをやらなくなつたといふようなこともあります。あるいは今、指名事由の公表を行い始めていますので、やはりこういう指名事由の公表といふのは一つの改革案だろう。

あるいはまた、横須賀市の取り組みなんかはやはり参考になります。横須賀市の取り組みによつて、大体その落札の率、予定価格、設定価格に對して、九五パーが八七パーぐらゐに下がつてきた。あるいは、逆に、この横須賀市の建設業協会は、百社あつたのが半分脱会をしたということも、やはりひとつ談合をいかに防止するかということ、この横須賀市の取り組みが有効であるかといったことのあらわれかと思ひますので、本法案とセットでいろいろな取り組みが必要であらうといふふうにお考えます。

○松原委員 今のお話を聞いていまして、談合の防止によつて政治に対する信頼度も高まるし、また、コストも安くなる、そういったさまざまなことがあると思ひます。そういった意味で、この法案の成立を大変に期待したいところであります。以上で私の質問を終わります。

○谷畑委員長 達増拓也君。

○達増委員 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案という同じ名前が民主党、与党からそれぞれ法案を出していただいているところであります。両法案の最大の違いは、入札談合等関与行為の定義の部分にあると考へます。

すなわち、与党案が、入札談合等関与行為として、一、談合の明示的な指示、二、受注者に関する意向の表明、三、発注に係る秘密情報の漏えいといふふうに限定列挙しているのに対し、民主党案は、「職員が入札談合等を行つたこと、助長し、又は容易にすること」に加えまして、「職員が入札談合等を行われるおそれがあることを知りながら入札談合等を行つたこと」の措置を講じな

いこと、これをも、つまり不作為のあるいは黙示の談合放置、そういったことも対象としているところが違ふと思ひますので、ここは、両者にそれぞれ言い分を言つていただきたいと思ひます。

まずは、民主党案の方、このような黙示の談合を含めた理由を教えてください。

○平岡議員 お答え申し上げます。先ほど来からいろいろと審議の中でも出ていますので、ここでは、入札談合については、よく指摘されているケースとして、信憑性の高い談合情報寄せられているのにそれに対して適切な措置が講じられていない、あるいは落札率の高どまりが長年続いているといったような状況にある、あるいは毎年行われている工事について、長い目で見ればきれいに持ち回りになっていくといふのに、何も適切な措置がとられていないといったようなことがよく指摘されているわけでございます。

我々としては、このような状況を見越してしまふといふことは立法に当たつて適當ではないといふふうにお考へて、黙認といったような不作為を今回対象に含めることにしているわけでありまして、けれども、先ほど申し上げましたように、もともと、例えば予算執行職員等については、こうした談合が行われていることがわかつていながらその入札手続を進めるといふことについては、彼はその責任を問われるという立場にあるわけでありまして。

先ほど主計局長さんの方では、この法律自体は、予算執行職員だけじゃなくてほかの職員も含まれているからいろいろなケースがあり得るんじゃないかといふことで、その検討が必要だといふ答弁がありましたけれども、予算執行職員について、少なくともそういう責任を問われるといふことは非常にあるわけでありまして、こうしたことが除外されてしまふような立法は適當ではないといふふうにお考へて今回入れさせていただいたといふことでございます。

○達増委員 では次に、与党案、そのところを含めなかつた理由をお答えいただきたいと思ひます。

○林(義)議員 今のお話ですが、平岡君からも話がありまして、民主党の方のお考えも私もわからぬではない。しかしながら、法律というものを書いて、だめだと書いて、人を殺したら罰せられる。人を半分生かしておいたままでも罰せられるというようなことを書くということは、法律としてはできないわけですよ。

それから、不作為でもつてもやつちやいかぬといふことはわかるんですが、さあ、それで、やはり損害賠償をやつたりあるいは責任をとらせなくちゃいけない、こういうことでありますから、そこまでやるためにはやはり相当はつきりしておかないと、おかしなことがあるから全部だめだぞといふのでは、私は、執行職員の方も大変だと思つし、どこまでやつたらいいかといふのはなかなかわからぬといふような話ではない。法律で書くときには、少なくとも損害賠償の規定とかなんとかの規定を置くことならば、そこをやはりはつきりしておかなくてはいいけない。

だから、今私たちが提案してありますところの三つの案だけで果たして十分かどうか、これも私たちは随分議論いたしました。二十何項目にわたつて議論を重ねたのですが、その議論の過程において、ここはどうだろう、しかし、逆の場合を考えたら、それはまた逆の考え方じゃなくて同じような考え方ができる場合もある、こういう形で、本当に悪いところだけはやつていく。しかしながら、それだけで足りるといふことになるかどうかといふのは、これからやはりやつてみなくちゃいけない。

先ほど来お話がありましたように、各地方公共団体等いろいろな調べられるわけです。そういったところをやはりベースにして、これからどういふふうな格好でやつていくかといふのは、お互いやはり協力をしてつくっていくかなくちやならない。国会はやはりそういったものについて責任

を持つてやつていく必要があるんじゃないかと私は思ひます。

残念ながら、どこまでがやれるかという話といふのは、私は、正直言つて不作為の行為はやれない。はつきりしてやれる、ここだけはまずいですよ、こんなことをやつてはいけませんよといふことからまず始めていって、その後どうするかといふのがこれからの問題じゃないかな、こう思ひます。そうした意味で、私は、いろいろな点でこれから考えていかなければならない問題じゃないかなと思つています。

こういった談合行為がおかしい、談合関与行為もおかしい、それは、やはり談合をすることによつて、国または地方公共団体に対していろいろな損害を与えることになる、また、国民の信頼を損なうようになる、そういったことに対する措置でありますから、やはり厳しいものは厳しくやつていかななくちやいけない。しかし、何をやつていのかわからぬといふことになつたら、かえつてまたやつていくということになつたら、かえつてまた政治なり行政に対する不信が出てくるんじゃないか、こういうふうな思つておるところであります。

○達増委員 自由党で議論した結果は、民主党の考え方に賛成ということになります。

例えば垂れ込みのようなもので、非常にいいかげんな垂れ込みもあるのではないかとすることに ついては、その中身、本当にいいかげんな、だれかわからないような、匿名でいいかげんに行われる垂れ込みと、例えばきちんと名乗つた上での垂れ込み、また、その中間として、名乗りは上げないけれども、当該取引、その談合の実態について具体的な日にちとかいろいろ書いてあつて、これはかなり信頼性が高い、そこに線を引くといふことはできると思ひます。それは立法府の意思として国会審議の中で明確にしておくか、あるいはガイドラインを別途つくるとかいう手段で、その白と黒の間に線を引くことはできると思ひます。

今問題になつてゐるのは、先ほど平岡委員が質問の中で、九十九の事例のうち八十七については発注者側の責任がとがめられていないという実態を紹介しましたけれども、やはり談合の実態としては、かなり発注者が関連している可能性が高いわけですね。

予定価格といふものがなければ予定価格ぎりぎりの談合といふことができないわけ、その予定価格を知り得るためには、発注者側が何らかの形で、よくジャーナリストやティックに言われるところでは、数字を机の上に置いておいてそれを持つていくのを黙つて黙認するか、それは今の与党案ではグレーで、与党案の定義に入るかどうかはつきりできない、そういうグレーなものについてもさちんとカバーして高い抑止効果を持つといふ点で、この民主党の考え方を支持するものであります。

さて、民主党案は、入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律案というものが今回提出してありますけれども、この中で一番重要なポイントの一つは会計検査院の強化だと思ひます。この趣旨について伺ひます。

○武正議員 達増委員の質問にお答えをいたします。

公取がこの官製談合の件に関して、ある面外部からチェックするといったことに対して、予算法の強化と院法、会計検査院の強化によつて、ある面内部というんでしょうか、予算執行責任者のところに会計検査院が関与して、中から、内部からやはりチェックをする、外と内と両面からというのが民主党案の特徴でございます。

そういった中で、先ほどお話ししたように予算法の強化をしておりますので、これによつて会計検査院がさまざまな、憲法で独立した機関として位置づけられております会計検査院がより積極的に活動ができる、動きやすくなる。当然、これによつて会計検査院の業務は増大するものと予想さ

れるわけでありまして、それに応じるような形で、検査官の人数を三人から五人、あるいは立入調査権限の付与、あるいは会計検査院の組織の拡充と権限の強化などを行おうとしてゐるところであります。

特に、具体的に述べますと、これまで依頼という形でしかできなかった資料の提出、鑑定を求めることができるよう、あるいは一般人から異常事実の報告を受けることができること、これまでは各省各庁の長だけだったわけですね。そしてまた、最初に触れましたように、公取へ通告ができた、これまでは検査庁だけでした。このような観点で会計検査院の強化を行ったわけでありまして。

○達増委員 それから、民主党はもう一つ、独禁法改正案も提出されていまして、これは公正取引委員会を総務省から内閣府に移すといふのが内容であります。このことは、私も四月にこの経済産業委員会です。このことは、私も四月にこの経済産業委員会です。

さて、これは公正取引委員会、政府参考人に伺ひますけれども、いかに官製談合といふものが公正な競争をねじ曲げているかといふことで、予定価格ぎりぎりでの談合が行われることによつて、また、特に官側が予定価格の決定についても高目に設定したりすることと絡んで、かなりの税金がむだに使われている可能性がある。

公取の立入検査や排除勧告が行われた後で入札をやりました場合に、談合当時の予定価格の二割から三割、新しい落札価格は二割から三割低い価格で落札されているという調査もありますけれども、どのくらい税金のむだ遣いになつてゐるのか、その辺を伺ひたいと思ひます。

○上杉政府参考人 お答えいたします。国や地方公共団体が入札談合を防止するための取り組みを強化している動きが広がる中で、一部に平均落札率の顕著な低下が見られるという指摘があることを承知いたしております。また、私どもの事件審査を開始した後、談合が崩壊いたしまして入札価格が顕著に下がるといふ事例も承知いた

たしてあります。あるいは、談合が個別の物件について成立いたしましたんで、業者間でたつき合いになってしまふというような事例も承知いたしてあります。

しかしながら、これらを全体としてどのように計算するのはなかなか難しゅうございます。予算全体でどの程度支出が増加しているかは承知してないところでございます。

○達増委員 例のムネオハウスについては、四億二千万円で落札されたものを、二億円で落札会社その他の会社に丸投げし、差額二億二千万円、いわば税金のむだ遣い、しかもそれが政治に還流されている疑いがあるということが起きております。

おとし、予算委員会で私取り上げたんです。愛媛県八幡浜のトンネル、これは地元の業者が十九億円で落札をしたけれども、ゼネコンに十三億円で丸投げした結果、六億円の差額が出ています。こういう事態が今国会においても、加藤一氏の秘書佐藤三郎氏の山形県内における無理な金集めのためのおっせん、口ききといった談合介入、また実際研尾崎氏の同様な談合介入でありますとかあつせん、口きき、また鈴木宗明問題でもいろいろ指摘されております。

そういった予算のむだ遣いということが、税金のむだ遣いということがこの官製談合に絡んであるわけでありまして、これが今の日本の、これは政治、行政のみならず経済の低迷にもつながっていると思ひますので、ここはきちんと対応しなければならぬと考へます。

さて、今答弁の中でもたつき合いという話が出ましたが、談合にも一理あるのではないかと、特に中小零細建設・土木関係業者のそういう声がありまして、完全に自由に競争すると物すごいたたき合ひで、いわゆるダンピング受注になってやっつけいけない。

ダンピングというの、これは不正競争の一つだと思ふんですね。貿易交渉ではダンピングというの、特に問題になっていて争訟にもなっているわけでありまして、やはりこういうたたき

合ひ、いわゆるダンピング受注というのを防いでいくことも公正な競争を確保するのに重要だと思ふんですが、この点、いかがでしょうか。

○橋崎政府参考人 先生御指摘の安値受注の問題でございますけれども、御承知のように、会計法等で低入札価格調査制度及び最低制限価格制度というものがございまして、政府としては、昨年の三月九日に閣議決定をして、こういった制度を活用してダンピング受注を排除するという方針が立てられております。

一方、また独占禁止法では、採算を度外視したコスト割れ価格で競争を侵害するものは他の事業者の事業活動を困難にするといった場合には、不当廉売として規制をされるわけでございます。

特に、私ども公正取引委員会といたしましては、情報システム、これから情報化社会に向かつて官公庁が情報システムの調達を入札等で行つていくわけでございますけれども、特に、この場合には、一たん受注するとその後において有利になるといったことから安値受注がかなりあつたわけでございますけれども、昨年一月に私も調査をいたしましたので、こういった場合に独占禁止法上の不当廉売に当たるとどうかという考へ方を公表するのと同時に、昨年の十一月以降、個別の案件につきまして、著しい安値受注につきまして警告、公表等の措置をとると同時に、関係団体に対しまして、会員に対し再発防止策の徹底を講ずるように入念にお願いをしております。

○達増委員 これは、市場原理というものの真価が問われているところであります。理論的にいへば、数量一定の需要曲線に対して供給曲線、それがどれだけ低い価格になるかということなんです。ところが、歯どめなく供給曲線が下がっていくという現象、これは、心理的な要因もあるんでしようけれども、やはり市場自体の健全さという点では工夫の余地があるので、ここはかなり取り組んでいかないとだと思ひます。

さて、最後に、民主党提案者に伺いますけれども、先ほど述べましたとおり、官製談合というのは日本の政治、経済、社会にとって大きな問題だと思ひますが、これをなくしていくことはどのような意義があるかと考へていただけますか。

○武正議員 お答えをいたします。ことしも、政治家あるいは地方の首長と、お金をめぐるスキャンダルがありまして、国会議員、地方自治体の首長が相次いで辞職をしたり逮捕されたりしております。官製談合をなくするということは、やはり政治家、首長による公共事業への不当な介入を阻むことになり、特に、ことし高まつております国民の政治不信、これを払拭することができるとは思ひます。

それから二点目でございますが、経済ということでありまして、談合により九九とか九八の高い公共事業の受注価格、これをやはり低目に抑えることによつて、もちろん貴重な税金を効率的に使うことができます。

そしてもう一つは、やはり多くの事業ができるのではないかと。例えば、ある市が、一億円の公共事業があつて、一千万円で十の事業をやつていたのが、これが、例えば五百万円になれば二十の事業ができる。国民の福祉向上に役立つだろう。加えて、例えば一千万円の事業を五社でやつていたのが、ですから二百万円の五社でしたけれども、百円の十社になった場合、総事業費は変わらないけれども、経済波及効果でいって、雇用ということであろうと、十社が事業をやると二十社が事業をやると、やはり雇用効果が違うんじゃないかなという考へが経済であります。

最後に、社会であります。日本の国会は、公正な日本社会の実現ということで、やはり国会議員はその務めがあるかと思ひます。その実現を目標とするものであります。それがやはりこの法案の目的にもかなうだろうというふうに思ひますし、よく言われるお上意識ですね、公権力に近づくことによつて公共事業の受注にあずかるという、このお上意識というものをいち早く脱

却しなければいけないというような点で必要と考へます。

以上です。

○達増委員 時間ですので、終わります。

○谷畑委員長 塩川鉄也君。

○塩川(鉄)委員 日本共産党の塩川鉄也です。与党、そして民主党から提出されておりますいわゆる官製談合防止法案について御質問いたします。

公正取引委員会が昨年度法的措置をとつた独占禁止法違反事件は三十八件、そのうち入札談合事件は三十三件と、その大多数を占めております。地方自治体の中には、入札制度の透明性を高め、談合を排除する仕組みづくりに取り組んでるところもありませんが、談合そのものは減つていない実態があります。

談合行為に発注者である官公庁が関与していても、これまでは関係省庁への要請でとどまつていたわけですが、法案では、公正取引委員会の権限を強化し、入札談合に關与した職員らが属する発注者に対して改善措置要求を行えるようにし、改善措置要求を受けた省庁の長に対して調査を義務づけています。談合を防止する一定の効果があると思ひますが、与党提出法案では、発注者側の指定職員によるいわゆる身内調査にとどまつている。身内調査で真相が本当にわかるのか疑問に思ふわけですが、その点、どのように考へておられるか。

○林(義)議員 今のお話ですが、身内調査でまずやるということは大変なことだ。少なくとも発注者として、発注者というのは、仕事を出して、そしていい仕事をしてもらつて、安くやつてもらつてと、こういうことですから、当然に身内です調査をしないでいかぬ。その身内です調査のこと自体がおかしいということになったときに、私は、外に頼むということもあるだろうと思ふので。

そういった意味で、地方公共団体などでまず身内の調査をやりまして、どうも身内の調査でおか

しいぞというようなことを地方自治団体の方で考え出したら、やはりそこはおかしいから、それは地方自治団体の方でどうももう少し調べたらどうだというような話がある、これは地方公共団体の方から当然出てきていい話だろうと思うのです。そういうふうな格好でまずやってみなければならぬ。

まず発注者が、自分のところでやった職員のことところがおかしいぞ、あれがおかしいぞ、こういうことをまずやっていくことが必要だ。そういうことを中ではつきりさせてやっていく。発注者側の責任である。公正取引委員会の法律に違反するかどうかということだけでなく、私は、本来発注者の責任じゃないかな、こう思っておるところであります。そういう形で、まず発注者の身内の中で調べて、それから、足りない、どうもおかしいぞということになれば、発注者の長がいろいろな形でほかの人に頼んで調べてもらおうということとは当然にやってみるべき話じゃないか、こういうふうな思っておるところです。

○塩川(鉄)委員 あわせて、この調査について、民主党提出法案ではどのように対応されるのか、お聞きいたします。

○武正議員 塩川委員にお答えをいたします。

民主党では、特定の職員を指定する、そして調査を行わせるというようなことは決めておりません。それは、各省各庁の長の責任においてやるということでありまして、それは、やはり長の責任として回避してはだめなんだということで、長みずから、まあいろいろなやり方があるかと思えます。当然、第三者機関というようなことも考えられる一つの選択肢かとも思えます。

また、逆に、与党では、地方自治体の自主的な取り組みの尊重というふうな八条でうたっておりますが、地方自治体では、逆に、特定の職員を指定できないような、先ほど林議員からあった、六十名ぐらいの自治体というのもあるわけですから、果たしてこういう形で明記するのはいいかなものかなというふうに思いますし、また与党で

は、やはり国有林野の監査官とか郵政事業所の郵政監察官、こういったところも想定されているのかなと思いますが、今回の郵政公社化法でも、郵政監察官、身内が身内を裁くのはいいかなものか、非常に議論になっておりますので、こうした形で特定の職員と明記するのは、民主党としてはやっております。

○塩川(鉄)委員 この官製談合防止法案をつくられる背景となっていました北海道庁の農業土木工事の談合事件でも、政治家と業者のつながりが記された書類やメモの分析を行った北海道の農政部長は、作成した職員の記憶があいまいで、口ききは確認できなかったとしております。農政部長も記者会見で、内部調査の限界、このように述べているわけですから、第三者機関による調査こそ求められているのではないかと、そのように思います。

その上で、今長野におきましては、脱ダム宣言の公約を守ろうとする田中知事に対して、多数会派が不信任を突きつけて、日本共産党のみ反対でこの不信任案が可決をされ、知事選挙が行われようとしております。この長野県でも、公共工事の談合が大きな問題となつてまいりました。その長野県が設置をしました公共工事入札等適正化委員会というのがありますけれども、公共工事の入札・契約の適正化を図り、談合をなくすことを目的に設置をされたものです。週刊誌でも、談合パスターズと紹介されるなど、その取り組みが注目をされております。この前、七月九日に開かれた初会合でも、脱ダム宣言でも焦点の一つになった浅川ダムについても、談合疑惑の追及がこの委員会に託されたという報道もされております。

資料を配付していただきたいと思うのですが、この資料に、浅川ダムの本体工事の入札結果を紹介しておきました。これは県の資料ですけれども、十社のJVの中で落札をしたのが、前田・フジタ・北野のJVになっております。上の方にありますように、予定価格、税抜きで百二十七億七千万円に対して、入札書の記載金額が百二十三億円、これに消費税が入って落札決定額が百二十九

億一千五百万円、落札率九六%という数字が出ています。これは、私どものしんぶん赤旗が入手しました、東京に本社がある山崎建設が作成した内部文書に記載されていたダム工事の本命企業一覽に記されていたものの一つであります。五年前から山崎建設の作成した本命企業一覽に、浅川ダムについても前田・フジタ・北野のJVが記されていて、そのとおり落札をされたわけでありまして。

昨年十一月の衆議院の国土交通委員会でも私どもの瀬古由起子議員が、この問題について公正取引委員会として調査を開始するよう求めたのに対して、根拠委員が、対処について検討すると答弁をされております。その後、この問題に対して公正取引委員会でのように対応されたのか、お聞きします。

○根拠委員特別補佐人 前提として申し上げますけれども、選挙に絡む話でございますので、余り役所からあれこれ申し上げるのは大変なことでございまして、前、瀬古委員からお話のあった案件ということについて申し上げますと、独占禁止法の四十五条に、何人も公正取引委員会に事実の申し立てをしまして調査を求めることができるという規定がございます。それが申し立てたかということについては今まで公表していませんけれども、これは国会で御質問になつたこととございまして、瀬古委員のお話はこの四十五条の一項の適用を受けるものというふうにも私どもは理解しているわけでございます。

したがって、二項に、この報告があつたときには、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならぬということを受けておりますので、私たちはこの二項の規定に基づきまして調査をしているというふうな申し上げることができると思っています。

○塩川(鉄)委員 談合情報というのは県の方にも多数寄せられております。先ほど紹介しました長野の公共工事入札等適正化委員会の最初の会合におきまして、配付された談合情報資料の中に

は、九九年度に四工事、二〇〇〇年度に十五の工事、二〇〇一年度に四十六工事、今年度も既に十三工事に対して談合情報が寄せられております。ここで紹介した浅川ダムに関連しても、二〇〇〇年度、二〇〇一年度と二回も談合情報が記載をされている。こういう点でも、ぜひともきちんと対応していただきたいと思っております。

その長野県においての談合の問題にかかわって指摘をしたのが、ここに長土会という団体の会員名簿があります。これは配付された資料の右側にも抜粋という形で紹介をいたしましたけれども、この団体は、長野県土木部及びその外郭団体に勤務した退職者によって構成されているという形になっておりますが、退職後に大手ゼネコンの長野営業所など、公共工事を受注する側である建設会社にも多数天下りをしていくということがこの名簿からもうかがうことができます。延べ二百数十社への天下りの名簿ということになっております。

資料については、これは主に大手ゼネコンへの天下りを拾い出したものであります。各建設事務所管内に、退職時の所属のこういう方が現在このようなそれぞれの建設関連企業に在籍しているということを紹介しているものです。

この会員名簿を見ても、この名簿の後ろの方に企業の名刺広告があるんですが、この名刺広告の中にもわざわざ長土会会員はだれだれということまできちんと記して、うちの建設会社には長土会の方がだれだれいますよということをきちんと名刺広告にも記載をして宣伝、PRするということも中身になっていくわけですね。

この長土会というのは、いわばゼネコンなど建設関連業界に天下つた土木部OB組織と言えるようなものではないか。浅川ダムを受注した前田・フジタ・北野JVにも、それぞれの企業に土木部OBが天下つておりますし、入札に参加した十社すべてのJVで見ても、それぞれすべて二社以上土木部OBが在籍をしているということが見てとれるわけですね。県庁OBが建設会社に天下り、県とのパイプを売りに工事を受注する、こう

いろいろな構図が透けて見えるわけであり、北海道の官製談合事件でも、北海道自身がみずから組織的な関与、つまり官製談合だったことを認めた報告書、一昨年まとめたこの報告書の中でも、OBが在籍している業者は特定業者のうち約二百十社であり、本庁において目標額を設定する際にOBの在籍状況を配慮していた、また、OBの在籍等の個別要素を考慮して目標額の調整を行っている」と述べているわけだ。

北海道の報告書でもこのように指摘しているわけだ。そういう点でも、OBが談合に関与しているようなことが全国的に行われているのではないか、このような疑問が生じるわけだけれども、こういう現状について提出者としてどのように受けとめていられるのか、率直にお聞きしたいと思います。

○林(義)議員 OBがかつて役所の一職員としてやっていった、仕事も土木関係をやっていった、今度民間に行つて、しかも民間の中でOBだけの集まりをしてやりましょうと、これは、OBとして集まってやるということ自体が悪いとは思いません。

しかしながら、そこでいろいろ話をしたりなんかすれば、まさに談合行為の前段階を来すものだというふうにならざるを得ない。では、そのOBが話をし、談合でやりましょう、こういうふうにしたときに、今度その話し合いをやったから、それに、役所の人がずつと行って、先輩のところへちょっとごあいさつに行つたからということをやったときに、ごあいさつに行つただけで役所の関与行為だということとされたのでは、これはどうにもならぬじゃないか、こういうことだと思つておられます。

しかしながら、そういったような話し合いというのは、私は、どこそこを全部話し合いをなしにしてというわけには、正直言つてなかなかないかなと思つておられます。土木関係のところはずつとおられた、しかも、年はまだそんな、六十にもなっていない、あるいは五十歳代でやめて民間に行つた

ら、まだまだ仕事をしたいかなくちやいかぬ。もう六十になつたら毎日遊んで暮らすというふうな話じゃないと思つておられます。そういうふうな人の仕事のことでも考えなくちやいけない、こういうことだと思つておられます。

そういうふうな話の中で規制をしていくというのは相当地に、私はこの法律で考えたのは、そのときにも、やはり談合行為だ、こういうふうな話、関与行為だということが明白になるようなことではないと、単に先輩として集まつて一杯飲んだから、それで全部だめだというふうな話になつちやつたら、この社会の中のお互いの友好関係というのは崩れてしまふんじゃないかなという感じを私は持つておられます。いささか保守的な考え方かもしれませんが、私はそういうふうな格好で日本の社会は動いている、その中でどういふふうなことがいかにぬかというのをさらに突き詰めてやつて、本当に悪いということをやつていくことが必要なことだと思つておられます。

そういう意味で、全部が悪いという、しかしながら、悪いところを、悪いことを出すような土壌を持つておられるということだけは事実ですから、その辺も十分に考えてもらわなくちやいけない。それを法律でもつて規制するかどうかというのは、私は、むしろそういう、何とかか会というのですか、その会の規律の問題だ、その会自体の責任の問題じゃないかなという感じを持つておられることを申し上げておられます。

これは別に、自民党でこんなことを決めたわけでも何でもありませんが、全く私の個人的な考えとして申し上げておきたいと思つておられます。

○塩川(鉄)委員 今回の法案では、OBの関与について物を申すという仕組みにはなつていないわけだ。そういう点で、実態とする、例えば、同じ長野県では、土木部の技監をつくる信濃会というOB組織もあるわけだ、そういうこととの関連も含めて、田中知事も、ダム工事がとまらないという背景の中身として、私は、やはりこういう

天下りの実態というのが現実にいるような弊害を生み出しているんじゃないか。そういう点でも、こういう天下り問題にもメスを入れることが、本場の意味で政官業の癒着、官製談合を断ち切る上での大きな力になる、このことを思うものです。

それから、もう一点お聞きしたいのですが、北海道庁の官製談合事件に関連して、公正取引委員会に押取をされて道に返却された資料の中、情報公開がされた中を見ますと、こういった道庁OBの口ききの話も出てきましたけれども、北海道知事、それから三人の国会議員、二十五人の道議会議員という政治家の名前もあつたわけだ。こういった政治家の関与に対してどういふ措置がとれるのか、この点を改めて確認したいと思つておられます。

○林(義)議員 この問題も、今申し上げましたような先輩の問題と類型として同じような話じゃないかなと思つておられます。

道議会議員とかなるとかというのになつて、これはやはり道政に大変関与しているわけですから、道政の中においていろいろなことを一般論として言うこと自体は、私はこれは差し支えないんじゃないかな。

ただし、個別の案件について、ここはぜひこれをやつてくれとか、この工事はこれとこれとをやつてくれとかというふうなことを言えば、やはり口ききになるわけですね。その口ききになつてやるということになれば、これはあつせん利得法とかなるとか今度新しい法律ができましたけれども、そういう形での規制をやはり厳重にやつていかなければならない話だろう。

しかし、こちらの法律はそういうものとは別に、官の方に対して官製談合行為を、関与行為を抑える、こういうふうな形で行つておられるわけですから、ちょっと話は、そこは違つてくる話じゃないかな。

かというのは、あつせん利得法が何かの運用であるとかその他のことも考えていくことが私は必要ではないかな、こう思つておられます。

特に知事とか国会議員とかというものについては、やはり相当上の人ですから、相当な権力があるのですから、権力者が権力をかさに着て力を入れてやるということとは、私は行政のあり方としておかしい、いいことではない。いい方向でやるのならいいですよ。悪い方向にやるということについては、やはりその辺はそれぞれが襟を正さなければならぬ問題じゃないかな、私はこう思つておられるところでありたい。

○塩川(鉄)委員 官製談合の問題、実効あらしめるものにする上でも、今言つた、職員の背後にある大きな力である政治家なりあるいは天下りOBに対してもきちんとして対応すべきです。そういう点でも、私は、中身を実効ある、政官業癒着を断ち切るという点での天下りについての是正の措置ですとか、口きき政治を生み出すような、その原因となる企業献金の禁止もきちんとして踏み出す、公共事業受注企業からの企業献金の禁止などはぜひとも直ちにやるべきだ、この点も求めて質問を終わります。

○谷畑委員長 大島令子さん。
○大島(公)委員 社会民主党・市民連合の大島令子でございます。
御承知のように、入札談合等については、これまで独占禁止法が対象を事業者に限つて規制しておりましたけれども、官側についても違反支援行為に対して排除措置などの制度をつくるべきという意見があり、私もそのように考えておりました。したがって、今回こうした趣旨の法案が提案されましたことに、まずは評価できると申し述べておきたいと思つておられます。

入札談合を排除、防止する際にポイントとなるのが公正取引委員会であると思つておられます。公正取引委員会については、これまで司法改革の中でも議論されてきておられます。公正取引委員会は総務省の管轄から内閣府に移し十分な機能が必要

であるという指摘がある一方で、公正取引委員会が扱う事例に対する姿勢そのものにも問題ありと指摘する意見も出ております。

さて、小泉総理は、昨年、二〇〇一年の五月七日の所信表明演説で、公正取引委員会に言及しております。「市場の番人たる公正取引委員会の体制を強化し、二十一世紀にふさわしい競争政策を確立」すると述べられました。これは、談合列島とも言われる日本を、公正かつ自由な競争社会につくり変えたいというメッセージとも受け取れました。

私自身は、競争社会自体に根本的な異論はあるものの、しかし公正取引委員会の現状を考えれば、その後小泉内閣が進めた構造改革にもそうした発言内容が盛り込まれると思っております。しかし、小泉総理は、公正取引委員会の所管を総務省から内閣府に移す意向もあつたようですが、結局は現在のところ実現されておられません。

さて、入札談合防止に向けた公正取引委員会の権限強化は、市場の自由化が進む中、市場の番人としての体制づくりが必要であると思っております。そこで、民主党の法案提出者にお伺いします。このような観点から、与党案に対してどのような御感想をお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○武正議員 お答えいたします。

大島委員御指摘のとおり、やはり内閣府に公取は置くべしということで民主党案を出させていたいただきましたが、与党案ではその法案はございません。総務省に置かれていくということで、通信や放送あるいは郵政、こういった事業の監督をする総務大臣のもとに、その適正な競争を監視するべき立場の公取が置かれているのはやはり問題があるというふうにご考えます。

また今回、民主党案では、公取から会計検査院への通知ということをご修正しておりますのは、公取独自だけでもなかなか、今の強化といった点では弱い点があるかと思っております。公取と各省各庁の長がある面緊張関係にあるためにも、そこに会計検査院を絡ませたということが民主党案で

ございますが、与党案ではこれがございません。

あと、与党案では、これは第六条であります。入札談合等関与行為、損害賠償、懲戒事由の調査に当たり、内部の職員を指定して調査させる旨規定しておりますが、これについての調査の効率性、透明性の確保という点が課題となつていと思つております。民主党はそこに会計検査院という形で絡ませていますし、特定の職員ということも避けて、長がみずからの責任においてやるというところが違うかと思つております。

以上です。

○大島(令)委員 同じく民主党の法案提出者にお伺いします。

民主党案の第七条について、この規定は与党案にはない内容でございますけれども、お尋ねいたします。

ここでは会計検査院への通知義務を規定しておりますが、その趣旨はなぜなのか、御説明をお願いします。

○武正議員 民主党は既に日本版G A Oというこの法案も出してありますが、それは、会計検査院の独立性をより高めるには、アメリカのG A Oのように国会のもとに置くべしといったことも法案として出しているところであります。

今回、公取から会計検査院への通知の規定を設けたのは、先ほど触れましたように、公取が外部から官製談合に対してアプローチする、一方、予實法の改正によって、会計検査院は、予算執行職員といったところで適正に予算の執行をできているかチェックをするといった点で会計検査院法も改正をいたしました。会計検査院から公取へも通知できるように、相互連携ができるようにという形での趣旨でございます。

○大島(令)委員 第七条の条文では、「公正取引委員会は、入札談合等関与行為があり、又はあつたと認めるときは、その旨を会計検査院に通知しなければならぬ」としてありますけれども、「入札談合等関与行為があり、又はあつたと認めるとき」について、例えば、この件は通知して、

この件は通知しないという、公正取引委員会に裁量が働くということはないでしょうか。

例えば、相手は会計検査院ではありませんけれども、談合、カルテルに関し、刑事罰は、公正取引委員会が検察庁に告発しなければならぬことになっております。公正取引委員会はこの告発をほとんど実施していません。最近五年間で二件だけにどまっております。相手は検察庁でありませけれども、公正取引委員会に裁量が働かないという保証が必要であると思つても、この件に関して、提出者はどのように考えておりますでしょうか。

○平岡議員 お答え申し上げます。

民主党案では、入札談合等関与行為ということについては、法律の第二条の第五項において明確に規定しております。中身としては、「職員が入札談合等を行わせ、助長し、又は容易にすることを」と、そして、職員が入札談合等が行われるおそれがあることを知りながらこれを防止するための措置を講じないことというふうに法律上明確に示しているところでございます。

そして、これらの行為に該当すると公正取引委員会が認める限りは、法律に書いてありますように、「その旨を会計検査院に通知しなければならぬ」というふうに義務規定として書いております。義務として通知しなければならぬということになりますので、会計検査院への通知についても、公正取引委員会の裁量が働くことではないというふうに法律上は規定しているところでございます。

なお、現在の公正取引委員会が告発するケースについての御指摘がございました。この点については公正取引委員会が本来答弁すべきことなのかもしれませんが、私共が理解している限りにおいて、御説明申し上げますと、この告発については、独占禁止法九十六条において、独占禁止法違反の罪があつたときには、「公正取引委員会の告発を待つて、これを論ずる」というような仕組みになっておりまして、必ずしも公正取

引委員会が告発をしなければならぬという法律構成になっておりません。

この法律のもとで、公正取引委員会は、平成二年六月二十日に独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針というものを定めているというふうに承知しておりますけれども、その中でもいろいろ書いてありますけれども、基本的な方針としては、公正取引委員会の行政処分については独占禁止法目的が達成されないと考える事案について告発を行うんだというふうな方針が示されているというふうに考えております。

そのように、法律の仕組みが今回の我々の通知義務と違つた仕組みになつておりますので、委員が御指摘のような、告発についてはちよつと裁量が働き過ぎではないかというふうな事態が生じているのではないかと、そうしたことではないかと考えている次第でございます。

○大島(令)委員 次に、公正取引委員会に質問いたします。

与党案には、第三条の五項と第四条三項で、「各省各庁の長等は」、「調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。」と規定しております。これまで、住民側と発注機関に対し、どのように対応されてきたのか、情報の公開等に関してでございますが、また、与党案が成立した場合にはこの対応はどのように変わっていくのか、御説明をお願いしたいと思います。

○上杉政府参考人 お答えいたします。

公正取引委員会が審査活動を遂行する上で、申告人から提供される情報、申告に係る情報というのは極めて重要でございます。その情報を秘匿することが極めて我々の審査活動にとって重要でございます。したがって、そのために万全の努力をしておりますところでございます。

かかる観点から、これまで申告人に係る情報を

る。あるいは刑法におきましても、第九十六条の三の一項で競売・入札妨害罪、あるいは第二項では談合罪などがあるわけでありませぬ。また会計法令におきましても、あるいはまた公務員法令におきましても、工事や物品の調達に経済性、公平性、公明性、透明性ということを課しながら、それに反するものは懲戒罰あるいは刑事罰、あるいはまた損害賠償を請求するというようなことがあるのですが、そういう中であつても今回このような法律をつくらなければならなかつた趣旨、理由を御説明いただきたいと思ひます。

○林(義)議員 栗原委員からのお話でございますが、現行法でできることも多々あります。それは、刑法の談合罪の問題であるとか、しかし、刑法の談合罪の問題は、個人について規制をしていくというものでありまして、組織をどうするかというふうな話にはなつていない。

それからまた、独占禁止法の問題につきましても、いろいろな意見を申し立てたり、またはいろいろの勧告をしたりすることはできるけれども、それ以上のことはそれぞれの要件があつてなかなかできない、こういうふうな話であります。

特に、この問題が出てきましたのは、談合自体の問題もさることながら、談合に關与しているようないわゆる発注者側、地方公共団体であるとか国の地方機関であるとか等々の機関においていろいろなおかしなことが行われている、これをやはり規制していかなければならない、こういうふうな話でこれは出てきたところであります。

公正取引委員会の委員長もおられますが、公正取引委員会の委員長が、もう二年ぐらいい前ですか、公正取引委員会としてもやはり何か改善を図つていかなければならないんだ、今のままでなかなか足りないんだ、こういうふうな話がありました、こういう規定を置こうか、こういうことになつたところでありませぬ。

したがいまして、これから、今まで少しは規制があるけれども、なかなかはつきりした規制になつていないというところをはつきりして、官製

談合關与行為というふうな格好のものでやつていこう、こういうふうな話であります。だから、悪いものを全部この法律でやれるとゆうことではありませんが、少なくとも談合行為について官側が關与しているような問題について本来的ことをやつていこう、こういうふうなところでこの法律を制定することをお願いしているところでございます。

○栗原委員 我が国の公共投資、先ほど申したように大変減つておりました、国費ベースでいいますと、平成十年年度の約六〇％程度なんです。あるいはまた全体、建設投資、民間も含めて見ますと、現在五十七兆円ほどある。それは十年前には、平成四年には八十四兆円でございます、約三分の二にこの十年間で減つていっているわけですね。

そういう中で、官は、地方公共団体は入札ということで適正に工事を発注するわけですが、最近やはりダンピングが大変横行しているということ、これは社会問題になっていきます。それは安くできればいいわけですが、しかし、安くできるといっても適正な工事であればならない。適正な工事を外れている、そういう工事が施行されてはならないと思つておられます。

談合等については、これらのことを踏まえながら、談合がない中で、適正な競争入札でちゃんとしたものができるようになることをこの法律の施行によつてなることを私はお願いしたいのであります。

最近ダンピングが大変なことで、私、国土交通省の直轄工場の資料を先ほどファクスでいただいたんですが、低入札価格、要するにダンピングという言葉が当たるとかかわりませぬが、これは工事の積算の大体六六％、工事によつて違つたんですが、六六％あるいはまた八五％以下のものを普通低入札価格というらしいんですが、約四年間で二倍から三倍にふえているんですね。いかに業界が、今仕事が少なくなつていっているか。例えば、現在の建設関係は約六百三十二万人お

るようでございますが、この方々は、実は、今は工事量は昭和六十二年と大体同じ工事量ですが、そのときの、昭和六十二年の建設関係の従業者は五百三十三万人ですから、六十二年と同じ額であるけれども、それに比べて百万人ふえているんですね、建設就業者が。いかに建設就業者の方々が他の仕事に転職できないか。政府は社会保険で失業者に対していろいろ手当でされておられますが、その中でこの建設業というのは特殊なんですね。

そういう中で、談合の必要性は、あつてはならない、やつてはならない、やつてはならぬけれども、これはもう必要性はないわけですが、しかしながら現実的には、先ほどの現実があるということとを私ども政治家は冷静に見なきゃだめだと私は思ひます。

それで、質問でございますが、今度は法理論的なことを御質問したいと思つてますが、この法律をつくるに於いて公取もなかなか御努力されておりますが、これを行うに於いてやはりガイドラインが必要だと思つておられます。このガイドラインをちゃんと、市町村によつては、この談合法については大変意義があるようなことを言つておられる市町村もあるというふうなことを言つておられる市町村もございましたけれども、これをきつちりと、全国あまねく市町村でこれが理解できるように、そういうガイドラインを公正取引委員会で策定すべきと私は思ひます。また、十分各関係省庁とも協議、調整が必要だと思つておられますが、その点について公正取引委員会はどのようにお考えであるか、ひとつ御答弁をお願いします。

○根来政府特別補佐人 各党の御熱心な御協議の中で、やはりガイドラインの必要性ということも御検討いただいたようでございますが、これはむしろ、ガイドラインというよりも法律で明確にした方がよいという御意見のようでございます。拝見いたしました法律案ではそこが明確になつておられるのでございますから、私ども、ガイドラインをつくる予定はございません。

ただ、各党における御審議あるいは本日の御審査の中での御意見を踏まえまして、各都道府県あるいは関係官庁と十分協議いたしまして、過不足のないような行政を執行したい、こういうふうにお考えしております。

○栗原委員 では、またお聞きいたします。

これから公共事業等を発注する場合、その発注の額とか工事の工法等いろいろのものがあると思ひます。あるいはまた、工事の場所によつていろいろ取り組む体制、JVでやらなきゃならぬし、あるいは地元の本当の業者、その地域を知っている業者を指名するとか、そういうことはあると思つておられます。もう一つは、やはり工区を分割するということもあると思つておられます。これは、私は、一つは地場産業の育成、やはり公共事業は、いいものを安くつくつて、かつまた、地域にない、地方の産業の経済誘導策をとるのも公共事業の役目ですから、当然、地場産業の育成をどのように政策的に行うかということだと私は思つておられます。

あるいはまた、工事に特殊な技術が要するかもわからぬ。言うならば、その地域の地形をよく知っている、例えば河川でございましたら、いつどこに鉄砲水が出るかわからぬから、そういう鉄砲水のことをよく知つておられる、そういう技術的な水準のある方を指名、いろいろすると思つておられます。こういうことにつきまして、今回のこの法律の施行によりまして、これらを十分加味して私は入札指名というものはあると思つておられます。

そこでお聞きしたいんですが、私、この法律によつて発注の業務に混乱が起きないように、私が申し上げました政策的な必要性あるいは技術的な必要性などを吟味しながら、発注業務にいたずらな混乱が起きないようにすべきと私は思つておられますが、この法律の適用に当たりまして、公正取引委員会は、こういうものをどのようにお考えになつて、どのように御配慮しているかということをひとつお聞きしたいと思つておられます。

れることについて私ども容喙することは全くございませぬ。ただ、そういう名にかりて不当な取引制限がありましたときには、私どもは厳正に対処するわけでございまして、御懸念のような点は全くございませぬ。

御指示のようなどころを十分配慮して、適正な行政を執行していきたいと考えております。

○栗原委員 それから、この法律によりまして、談合行為が認められる場合、官の関与が認められる場合、損害賠償請求ということが出ておるわけですが、なかなか、この損害賠償請求の算定に当たっては、問題は、その算定は公正取引委員会が算定するわけじゃございませぬ。これは発注の責任者が損害賠償請求の額を算定すると思うんですが、これはやはり市町村により、あるいは県により、国によりばらつきがあつてはならぬと私は思うんですね。

そういう場合、この算定方式を、例えば公正取引委員会がそれを指導するのかわかりませぬが、これはやはり損害賠償の算定方式を統一化する必要があると私は思うんですが、これについてはどのように公正取引委員会はお考えであるかということをお聞きしたいと思います。

○上杉政府参考人 お答えいたします。

この法律案の検討過程で、与党のプロジェクトチームの整理におきましては、損害賠償請求の算定方法については判例の蓄積を待たざるを得ず、現段階では個別の事案に即して判断することとされたものと承知いたしております。

この与党案の第四条三項というのがございまして、公正取引委員会といたしましては、発注機関から損害の調査を行う場合に協力要請がございました場合には、これに可能な範囲で最大限協力するということ形でご関与していきたいと思っております。

○栗原委員 談合によって利益を得る者は大体業者でございますね、事業者でございますが、発注者側は、それはわいりとか何かを受ければ別ですけども、贈賄になれば別ですけども、そのような利益は余り得ないと思うんですが、こうい

う場合、私は、やはりこういう発注者側の職員に対する損害賠償請求というものは慎重に行うべきだ。これは刑事罰の方でもちゃんとできるわけです、もしそのような行為があれば。

これについて、公正取引委員会に対して、これは御答弁できるかどうかわかりませんが、職員に対する損害賠償については慎重に行うべきというふうには私は考えておるんです。ほかの刑事罰とか、公務員法あるいは関係法令によってそれは請求もできると思うんですが、これについて、公正取引委員会、お考えがあつたらひとつお聞かせ願いたいと思つております。

○上杉政府参考人 お答えいたします。その点につきまして、与党プロジェクトチームの整理によりまして、発注機関が損害の回復の観点から事業者に対する請求を優先すべきというふうには判断した場合、職員に対して損害賠償請求を行わなくてもこの法律案の義務違反にはならぬというふうには整理されたものと承知いたしております。

私どもも、そのような趣旨を踏まえて対応したいと考えております。

○栗原委員 それから、例えば、公正取引委員会が、官の、発注者側の公務員の入札談合関与行為を認めた。皆さんは発注者側に勧告をいろいろすると思うんですが、ところが、改善要求を皆さんが発注者側に行つても、発注者側がそれに応じなかつた。発注者側がそうした事実はないんだと言ひ張る場合もあると思うんですね。こういう場合は公正取引委員会はどういう調整をされるのか。

私は冤罪ということを言っているんですが、十分に事実の把握がない中でこのようなのは実はあり得ると私は思うんですね。要するに、発注者側は、いや、私はそんなことはやっていますよ、あなたたちは、いや、あるじゃないかと。このときの調整はどのように図られるか、お聞かせ願いたいんですが。

○鈴木政府参考人 公正取引委員会といたしまし

ては、入札談合等関与行為の認定に当たりましては、事業者のみならず発注者の側からも事情を聴取するなど、事実関係をよく調査して行くべきものと考えておりまして、また発注者に対して改善措置を求める場合には、公正取引委員会の調査結果などを発注者に十分説明することにより、御指摘のようなこの事態、単に風評だけで申すとか、そういうことは全くあり得ないことで、そういう事態が生ずることのないよう努めてまいりたいと考えています。

それで、公正取引委員会が改善措置を求めた後に、発注者側におかれて調査をされまして、入札談合等関与行為がないとされた場合、こういう場合、法律案に基づきますと、発注者側におきまして、調査の結果を公正取引委員会に通知しなければならぬということになっております。

公正取引委員会といたしましては、発注者側の調査も、よく御説明を聞きまして、これに新たな事情とかありまして納得できる場合もございませぬし、そうでない場合もあるかと思つて、そのときには、特に必要があると認めるときは改めて公正取引委員会として意見を述べることができるといふことに法律案ではなつておりますが、その過程におきまして、よく発注者側と意見の交換をしながら調整を進めてまいりたいと思ひます。

○栗原委員 公正取引委員会の御努力には私は本當に敬意を表するんですが、ただ、公正取引委員会から改善措置等の勧告があつた場合は、大体みんなもう業者の指名停止とか、いろいろなつておられますね。中には、かつて公正取引委員会からそのような措置をされて、事実でなかつた、シロク口の問題は別だつたということ、公正取引委員会の指摘とは違つた形で最終的に裁決された例もありません。それによって倒産した会社もあるわけなんです。

私は、公正取引委員会も本當に一生懸命頑張つているのはわかります。しかし、万分の一でもいから、間違いないようにひとつ、この法律の施

行によつて今度これは発注者側の官にも、公務員の方にも影響を及ぼしてくるわけですから、ぜひひとつお願いいたします。

そしてまた、この法律を提案するに至りまして、諸先生方の御努力に敬意を表して、この官製談合防止法が施行されまして、本當に国民から信頼される公共事業の発注と受注がされ、また社会資本整備、インフラ整備に少しでもこれが貢献することを祈念しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○谷畑委員長 福島豊君。

○福島委員 近年、国、地方公共団体等の職員が入札談合等に関与している事例が発生しておるわけでございます。現行の制度の中では、公正取引委員会はこれに有効に対処する権限を持つておりませぬ。

財政状況が悪化する中で、予算の執行を適切に行うということは重要なことでございませぬ。また、行政に対しての信頼を維持し、公正性を確保する点から、公明党はかねてより官製談合を防止する法律の制定の必要性について主張してまいりました。

今般、与党内での議論の集約を見、この法律案を提出するに至つたわけでありまして、速やかにこの法案の成立を期すべきであると考えております。そしてまた、この法案の取りまとめに当たられました先生方の御努力に心より敬意を表する次第でございます。

先ほどから審議が続いておりますが、さまざまな論点についてただされております。できるだけ重複を避けるという観点から、いろいろと通告いたしておりますけれども、省略をさせていただきますことをまずお許しいただきたい、そのように思つております。

与党案の提出者の皆様にお聞きをしたいと思つております。

本法案に基づく措置の流れは、まず、入札談合等の調査を通じて発注機関職員の関与行為を認知するところから始まるわけでございませぬ。

まさにこの出発点というものが確保されなければならぬわけでございます。談合の防止には、先ほどからる御指摘がありますように、入札方法の改革でありますとか監査機能の強化などさまざまな取り組みが同時に必要であろうかと思えますけれども、最も大切なところは、公取の取り組みというものがあろうかと思えます。本法案が成立しました後にも、公取がこの関与行為を探索するために適切な調査というものを行っていかねばならぬわけでございまして、この点についての公正取引委員会の御決意をお聞きしたいと思えます。

○根来政府特別補佐人 御指摘のように、私どもの仕事は今以上に重要性を持ってきておるわけでございますし、また、先ほど御指摘がありましたように、公務員の責任の追及の一助ということになりますので、より慎重に行わなければならないということでございますから、御指摘のように、勇敢にかつ慎重に、十分調査を遂げていきたい、こういうふうにご考えております。

○福島委員 法案成立後いかにその結果が出るかということが問われるわけでございまして、ぜひともよろしく願いたいと思えます。

そしてまた、この法案におきましては、各省庁の長等は調査の実施を行うというふうな規定をされているわけでございまして。この調査というものが果たして適切に行われるのかどうか。内部のこととございまして、お茶を濁すというふうなことがあつてはならないわけでございまして、この調査の適切性というものがどのように確保されるのか、法案提出者にお尋ねをいたしたいと思えます。

○江田議員 公明党の江田でございます。福島委員の質問に答えさせていただきます。

公正取引委員会から改善措置の要求があつた場合の発注機関の調査につきましては、調査にふさわしい能力を有する担当職員を指定、さらには調査の公正中立性の確保、それから関係職員の協力義務と、調査の実効性を確保するための措置につ

いてあわせて規定させていただいておりまして、再発防止に向けた発注機関の徹底した対応が求められております。

さらに、与党案の三条六項におきましては、各省各庁の長等に対し、調査の結果及び改善措置の内容を一般に公表することを義務づけております。

なお、発注機関における調査結果及び改善措置につきまして、公正取引委員会は必要な意見を述べることになっております。

したがって、各省各庁の長等の調査がお茶を濁すだけに終わることはないと考えております。

○福島委員 次に、この発注機関に改善措置を求めるわけでございすけれども、どういった改善措置がとられるのかということも極めて大切でございます。言葉だけの改善措置であつてはならないわけでございまして、具体的にどのような措置が求められるのか、この点についての御説明をいただきたいと思えます。

○遠藤(和)議員 お答えをいたします。

改善措置につきましては、これは発注機関が、みずからの調査の結果に基づきまして、再発防止の観点からつくるものでございまして、具体的なことは、具体的な事案に即してつくるべきから、ここでは具体的な言えないわけでございますけれども、一般的なことを申し上げますと、まず考えられますことは、組織内部における内部規則の見直しとか、あるいは職員への周知徹底、あるいは入札とか契約に関する第三者による監視機関を設置する、そして入札のあり方を透明なものにする、こういうふうなことが考えられますね。

あるいは、入札に関する情報管理の徹底をする、秘密を守る、こういうことが具体的な事案に即してつくられていく、そして改善をしていく、こういうことにならうかと思えます。

○福島委員 この改善措置につきましては、公表または公正取引委員会への通知がなされることとなつていくわけでございまして、どのような措置が

とられたのかということについて、公取としてもしっかりと認識をして、適切に対応していただきたいと思えます。

次に、損害賠償請求の件についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど委員から御指摘がございました。官製談合の抑止といった観点、そしてまた納税者に対して損害を与えているんだという視点からも適切な対応がなされる必要があるというふうな思っております。

この点について判例の蓄積を待つという基本的な考え方が示されておるわけでございすけれども、もうしたまじめを踏まえつつ、どういう考え方でこれがなされる必要があるのかということについて、方向性といえますか、お示しいただければと思います。

○遠藤(和)議員 職員に対する損害賠償額の算定の基本的な考え方ですけれども、これは当該入札談合によりまして契約価格が上昇するわけですが、その上昇分が損害分ですから、これに対して当該職員の責任割合を乗じることによって算定できるのではないかと、このように考えております。

ただ、具体的にどのように契約価格が上昇したのかとか、それは具体的な入札に従つて個別に判断されるわけでございまして、これは個別のケースになる、このように考えております。

今、判例の蓄積の話がございましたが、事実、判例が蓄積されておりました、こうしたことが発注機関が損害賠償額を請求するとき大きな資料になる、こういうことは考えられるわけでございす。あるいは、公正取引委員会とも連携することともこの法律に書いてありますから、連携をいたしましてやりたい、こういうふうな思っております。

なお、具体的なケースといたしましては、発注者は、職員だけではなくて、業者と職員と連帯して請求するというところでございすから、その場合は、その職員の額は、業者との具体的な当事者間の問題になる、このようなことになると思いま

す。

以上でございます。

○福島委員 ただいまも御説明がございましたように、個々のケースで判断をしいかざるを得ないというところがある。そういう意味でも、この損害賠償にかかりませんが、調査というものがしっかりとなされなければいけないと思っております。さらにまた、懲戒事由の調査といったような調査もしなければいけない。

先ほどの御質問は関与行為の有無についての調査ということでもございましたけれども、その後の流れの中での調査についても、その適切性というものを確保するためにどのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思えます。

○漆原議員 本法案における内部調査につきましては、その実効性を上げるという観点から、六条に、指定職員による調査という規定を設けておりました、内容は四つあります。

第一番目は、内部調査を行う各省庁の長や任命権者が、調査を実施する職員を指定することとあります。二番目は、その指定職員には、当該調査を適正に調査するに足る能力、経験等を有する職員を指定する。三番目は、指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に調査を実施しなければならぬ。四番目は、各省庁の職員は、当該調査に協力しなければならぬ。こういう四項目の措置を講じておりますので、これらの措置によって実効性のある調査がなされるものと考えております。

○福島委員 先ほどから問題になっております点で、例えば会計検査院の関与でございすとか、また監査委員の関与、こういったものが民主党的御提案の中では必要である、多面的な取り組みが必要だという御指摘がありました。

先ほど武正議員からその理由についてお尋ねがございましたが、この点について、与党として、与党の法案提出者の方にお聞きしたいわけでございすけれども、与党案には盛り込まれておらな

ものについて御説明を賜りたく思います。

○甘利議員 ようやと御質問をいただきました。御指摘の点でございますけれども、二条六項におきまして、公正取引委員会による改善措置の求めを受けた各省庁の長が調査の結果を公表することとされているわけでございます。公表されれば、当然会計検査院はその事実を知ることができるといふ状況になります。

あわせて、七条に、関係行政機関の連携協力に関する規定を置いておられるところでございます。公表及び各種連携協力によりまして支障なく対処できるというふうにご考えております。

○福島委員 言いかえれば、きちっとその法案の中にはそうした多面的な取り組みを担保する条文はあるのであって、それぞれの機関がきちっとやっていたら大丈夫というところが大切であるということかと理解をいたしました。

この点について、民主党の提案者の方に御意見がありましたら……。

○武正議員 御質問をいただき、ありがとうございます。先ほどお話がありましたけれども、特定の職員ということが指定できないような小さな自治体もありますし、組織の中でそういった役目を負うというものは、ある面、非常に嫌な役回りみたいなところもありますよ。

そういうところで、やはり長が責任を持ってやるという形で、民主党とすれば、あえて特定の職員というふうな書きぶりはない。そのかわり、やはり会計検査院を絡ませる必要があるというふうにご考えるところでありまして、以上です。

○福島委員 先ほど甘利先生から御説明がありましたように、会計検査院がきちっと公表されたものについて目を光らせていただくということが大切なのではないかというふうには思います。次に、不作為行為の点について御質問したいと思います。

先ほどの議論を聞いておられますと、要するに不作為行為というのは、どこからどこまでが不作為行為なのかということをごきちっと定める、線を引くというのはなかなか難しい。今回のこの法案というのは、さまざまな形で罰則規定があるわけでございますので、そのところをあいまいにして成立させるわけにはなかなかないということなのかというふうにご理解をいたしました。

まず、民主党の提出者にお聞きをしたいわけでございますけれども、対象の限定がそもそも困難ではないかということについてどのようにお考えなのか、御説明いただきたいと思っております。

○平岡議員 お答え申し上げます。先ほどの議論の中にもありましたけれども、既に現在でも、例えば公共工事入札適正化法の中に、第十条でございますけれども、談合があると疑うに足りる事実があるときは公正取引委員会に通知しなければならぬ、こういう義務規定が書いてあるわけですね。これは必ずしも罰則規定で担保されている規定ではございませんけれども、そうしたものがあつたときと通知しないというふうなことは、今回の法律で、例えばこういふものがあつたときに何もしなくていいというふうなことは多分ならぬだろうと私は思うんですね。そういう意味において、かなり、その不作為についての義務をどこまで具体的に書くかということについてはその工夫は必要かもしれないという考え方には立ち得ないというのが我々の考えであります。

○福島委員 先ほどから林先生の御説明を聞いておられますと、決して最初から除外するという考え方で臨んだわけではないけれども、しかしながら、今も御答弁がございましたが、どこまで責任を負わせるのかという、やはりなかなか難しいというところを民主党の提案者の方も認められているんだらうというふうにご思うわけですね。

先ほどから林先生がおっしゃっておられますように、その点については否定するわけではないけれども今後の課題というふうな角度でお答えになっておられるのではないかとおもう。私には思いますが、その点について、最後に林先生から取りまとの御答弁をいただきたいと思っております。

○林議員 最初からこのことはお話がありました。確かに、不作為の行為までというのか、とにかく談合という名がついて、それに関与したら皆というふうな話で、初めは考えていたのですよ、私たちの方も。しかしながら、それでやっていると、どこまでが本当にそうなのかどうかというのはいはり線を引かなくちゃならない。線を引くということになると、どこまでというふうにご線を引きかというのはいはり線が引かなくちゃならない。

しかも一方で、例えば損害賠償の規定とか公務員法の関係の罰則、懲戒処分なんかなければ別ですよ。しかし、相当にきつい処分を与える、損害賠償まで請求するということになる、やはりそこは線を引いておかないと相手の方も大変だ、特に発注者側の方の職員の方も大変だと私は思うし、そこをはっきりしておいてやらぬ、何を国会はつくつたんだ、こういうふうになつてもいかぬのだからと私は思うんですね。

そういう意味で、やはりそこはびしゃつとした線を、一応ここまではいけませんよ、これから先は別ですよ、こういうふうな話をつくるのがやはり我々の責任だろうと思つて、どこで線を引くかというの、いろいろ問題がこれからまた出てくるかもしれない。私は、発注工事なんかをずつと、会計検査院がやった調査なんかを調べてみましても、毎年によって価格が変わつてくる。

それから、さつき栗原さんからお話がありましたけれども、私、状況によって公共工事の仕事というのはこれからふえたり減つたりすると思つて、これはやはり国の財政に関連して話ですし、地方財政に関連して話です。財政

そのものがそう景気よく伸びていくわけじゃないわけですから、減つたり何かする。減つてくれれば、建設工事屋の人については、やはり大変だということになる、何とかしなくちゃならぬな、こういうふうな話も出てくる。少し金がふえてくれれば、まあ今回はいいじゃないかというふうな、大目に見てやれるような話も出てくる。

しかしながら、そのときにルールとしてやっておかなくちゃいかぬものをやはりつくっておくことがこの法律の目的であり、また使命ではないか、こういうふうにご考えてやってきましたところでありまして。

そういう意味で、やはりびしゃつとしたものをこの法律でひとつつくっていくことが、これから、公共事業が税金のむだ遣いであるとか、あるいは国民から何かおかしなことをあつた業界はやっていけるぞというふうなことを言われないためにも私は必要なことではないかな、あえて国民の信を問うための法律だということをお考えをいただければありがたいと思つて、そうした意味での行為を積極的に進めていくことが私は必要じゃないかな、こう思つておるところを申し上げておきたいと思つております。

○平岡議員 先ほど福島委員の方から、私が不作為を対象に含めるのは難しいという趣旨の答弁をしたような御発言があつたので、そこは誤解があつたかもしれない、後で議事録をちゃんと確認していただければと思つて、私も、私が言いましたのは、不作為をどのように規定していくかということについての議論というのはいはり得るというところを申し上げたことでございます。その点、誤解なきようにしていただければというふうにご思います。

○福島委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○谷畑委員長 西川太一郎君。
○西川(大)委員 提出者の皆さん、御苦勞さまで。

私は、今まで参議院であつせん利得の提出者で
さんざんやられてまいりましたので、提出者の御
心境はよく理解できますので、ソフトに質問をし
たいと思っております。

初めに、民主党の提出者に伺いたいのでありま
すが、与党案は、与党三党の入札談合の防止に關
するプロジェクトチームで前後十八回慎重に、林
先生、久保先生初め、きょうおいでの皆さんに御
努力をしていただいたわけでありますが、特に、
全国知事会、全国市長会、同じく全国町村会の地
方三団体の方々から何回も貴重な御意見を伺った
わけであります。

最終的に、そうした皆さんの御意見を十分くみ
上げ、また盛り込みながらこの法案を整理された
わけでありますが、民主党は、こういう周到な検
討を経た与党案とは別の独自の提出の法案に、言
葉は失礼な言い方になるかもしれませんが、こだ
わっていらつしやるのはなぜなのか。逆に言え
ば、どこが違うのかということをお伺いしたいと思
います。

○武正議員 お答えをいたします。

私も法案提出者としての答弁は今回初めてでござ
いまして、非常にいい経験をきょういただいた
ところで、感謝しております。

さて、あえて民主党案を出した理由ということ
でございますが、今お話がありましたます第一
点、地方のことです。

地方分権、民主党は分権型連邦国家をうたつて
おりますので、この地方分権を行う以上、全国知
事会等からの御意向は承っておりますが、やは
り、本法案ではより地方に税財源を移譲した、あ
るいは分権のことを考えてきちつと法的措置が必
要ということが第一点。それは、自治法の改正で
監査委員等の強化にあります。

第二点、黙認についてもこれはやはり触れざる
を得ない。一挙に刑事罰が科せられるような印象
もありませんが、本民主党案では、やはり十分調査
した上で懲戒あるいは損害賠償を調査するんだと
いったことでありますので、入札適正化法で公取

への通知義務ももう課せられていくわけですか
ら、やはり談合の黙認といったことももう線引き
はできるというふうには確信をいたします。

そのほか、予費法の改正で会計検査院とか、入
札適正化法によってJVあるいは一般競争入札に
触れておりますが、もう一つ、損害賠償の額の決
定について、裁判所は公取に意見を求めなければ
ならない、これもやはり民主党案として入れなけ
ればならないなといった点でございます。

最後に触れさせていただきますのは、賠償は職
員の方には大変だということが与党提出者
からありましたが、やはりこれは公金でありま
す。税金であります。これを一円たりともおろそ
かにしないということが当然主権者である国民へ
の義務であるということは、国会としてあや忘
れてはならないというふうにご考慮のわけござい
ます。

以上です。

○西川(本)委員 武正先生の最後の部分について
は、後ほどまた私の意見を申し上げながらお尋ね
をすることになると思いますが、次に、林先生、
与党にお尋ねをしたいわけでありまして、

いわゆる入札談合等の関与行為に与党は三類型
を規定しておりますね。一番目は、談合等が明
示的に指示された場合、それから二番目は、受注
者に関する意向の表明があった場合、三つ目は、
発注に係る秘密情報の漏えい、これを規定してお
られるわけでありまして、これらの関与行為の類型
化というのは非常にわかりやすいし、今後この法
案を執行していく上で大事なことだというふう
に思っておりますが、どんな検討を行ったのか、
この経緯も含めて伺いたいと思っております。与党提出
者ごなたでも結構です。

○林(義)議員 今、西川先生のお話があったとき
に、検討の資料を出さうと思つて探したのです
が、ちょっと見当たらないものですから、口頭で
御説明を申し上げたいと思つて

実は、こうした談合行為が行われる、それに關
連して発注者側が関与する話というのは、契約を

するわけですから、当然にいろいろなことが考え
られるということでありまして、そこで、一体どう
いうことがやはりいかぬのか、関与行為というの
は一体どういうことまで入るのか、こういうこと
で話をしたのですが、確かにここに三つ書いてあ
りますような具体的な事例、これはわかる。

しかしながら、発注者、官側に受注者の方の人
が行つて話をいたします。そうして話をしている
いろな情報加わつた。この川はこういうふうな
格好になっていてやっていますから、それは私の
方は経験がありますからぜひ私にやらせてくださ
い、どのくらいの金がかかつて、どのくらいにな
りまして、どこはどのくらいふうにしたらというよ
うな話をやはり受注者の方は自分の宣伝かたがた
やるといふことがあると思つて

そういうふうな話がありますが、そういういた
ところではいろいろ情報を提供したりなんかする
だから、私が情報を提供するから私に発注してく
ださい、ここまではなかなか受注者の方もよう言
い切らぬだろうと思つていますが、発注者の方からす
ると、あの人は相当に知つていられるから、そういつ
た情報を持つていられるから、やはりやつても間違
ないんじゃないかというふうな判断をする場合も
あります。これならまだいい話なんです。ところが
が、そういういたときも、別の業者がやつてきて、
いや、あの話はこうだどうだというふうな話をい
ろいろやるということはあるだろうと思つて

それから、それと同時に、役所の工事関係者の
ところへ民間の業者としては行つて、益暮れには
ごあいさつに行くとか、あるいは正月にはごあい
さつに行くとかというふうな話もあるだろうと思
うんですね。それは当然、いろいろと御厄介にな
りますからということはある。だから、そういう
たごあいさつに行つて、今度はひとつ、ことしは
やれそうですから、私にぜひやらせてくださいよ
と一杯飲みながらやるという話も、実際問題とし
ては出てくるだろうと私は思つて

とで関与行為だ、こういうふうな話になるかとい
うことを言うのは、具体的な話として私はなか
か難しい。したがつて、ここに書いていような
三つのことだけは少なくともはつきりしてきてい
る。

特に、私はもう一つ申し上げますならば、いろ
いろな項目を二十何項目並べまして、ずつと公正
取引委員会や国土交通省やその他のところから、
こんな行為があります、こんな行為がありますよ
というのをみんな並べて書いて検討したのです
よ。検討したのだけれども、同じような検討の内
容で、イエスというものとノーというものと、同
じような項目について、場合がある、程度の差に
よつて違つてくる、こういうふうな話もあります
ものですから、関与行為というのをなかなか整理
することができない。

したがつて、そこは、情報を提供する、こうい
うふうな形で書いてありますけれども、そういう
たような話の中でいろいろ考えていくよりほかに
側の姿勢の問題であるし、官側がどういふう
に見てやるかということ、入札を公正な競争で
やつていきますという精神が私は大切であります
から、それを何だかんだ言つていろいろ書いてみ
てもなかなかこれはできない、こういうことで考
えましたものですから、この三項目にしたので
す。

また、三項目をやるるときも、最後に私たちが議
論したときも申し上げますと、私の案としては、
政令で定めるところによつてというふうな規定も
入れておつたのです。しかし、政令で定めるとい
うのは、だけれどもこれは議員立法でしよう。議
員立法なら、議員がみんな決めて、おかしとい
いじゃないか。わざわざ政令でやるとか、あるい
は公正取引委員会の規則でやるとかというふう
な煩わしいことをしないで、議員がやればいいん
じゃないかな、そういう意味で、こういうふう
な形ではつきりした姿勢でやりましよう。はつ

きりした姿勢でやるからこそ、おかしな不作為の行為を外しても私はいんじやないか、こういうふうなことでやったことを御報告しておきたいと思ひます。

○西川(太)委員 ただいまの林先生の御答弁は、十八回の議論というものがそういう部分にまで及んで、非常に熱心にやられたということが如実に示されて、大変含蓄のある御答弁だったというふうに私は思ひます。御努力のほどがしのばれるといひますか、私はそういう意味では、今伺つていてさすがベテランだな、こう思つておるわけでありますが、加わられたメンバーも大変皆さん立派な方々だし、これはいい案ができたな、こう思つております。

平岡先生にお尋ねするわけですが、先ほどと与党の福島先生からお触れになりました、この不作為をあえて民主党がお加えになったということではありますが、先生は法律家であり私は門外漢でありますから、法律議論をしたら太刀打ちできないのは重々承知なんです、いわゆる刑法で言うところの謙抑主義というか、余り網をを広げず、みんなひつくくつちやうみたくないの、私はやはりよくないんじやないかという持論なんです。したがって、これは今三類型で十分カバーできるのであつて、不作為まで入れるというのは行き過ぎじゃないかと率直に思ふんですが、いかがでございますいまいしょうか。御教示いただきたいと思ひます。

○平岡議員 西川先生からお褒めの言葉をいただきました、大変ありがとうございます。

ただ、先ほど刑法の謙抑主義という言葉がございましたけれども、この入札談合等関与行為について、どのようなことをこの法律でやつていこうかという流れを見てください、これは刑罰を求めるといふことでなくて、損害賠償請求とかあるいは懲戒処分といったようなものをこれから手がけていくための、その端緒になるべきものとしてどういう行為を認めていくかというふうな位置づけになつていこうか、間口は広くとると

いうことは十分にあり得るものだというふうになつておられます。

なぜ我々が、この不作為を今回の法律の対象にしなければならぬかと考えたところをちよつと御説明します。

先ほど私が質問したときのやりとりの中にもございましたけれども、平成八年から平成十三年までの六年間で、公正取引委員会が談合について法的措置を講じたのが九十九件ありました。そのうち、公正取引委員会が発注者側に対して、何らかの改善措置をとらなければいけないということに要請したものが十二件あるということです。残りの八十七件については、公正取引委員会は何らの注意も発注者に対してはしてないということなんです。

先ほど、ちよつとお示しました昨年の七月五日付の神戸新聞の根拠公正取引委員会委員長のインタビューの中にも、入札談合の中には信憑性の高い談合情報も寄せられているものもあるんだ、あるいは、落札率の高どまりが長年続いているようなものもある、あるいは、毎年行われている工事について長い目で見れば、きれいに持ち回りになつていこうかということが明らかにもあるといたつたような、さまざま問題点が指摘されているわけでありまして、多分私は、その残されている八十七件の中にこうしたものも多く含まれているのではないかと、こういうような推測も成り立つたろうと思ひます。

これに手をつけないでいたら、やはり、先ほど言いました九割方の談合について、全く何も手がつかないといったような問題が残つてしまうという意味で、談合防止の効果の観点からしても、我々としては、黙認といったような不作為も今回の法律の対象にすべきであるといふふうな考へていられるわけでありまして。

さらに、先ほど議論がありましたけれども、今回の法律で言つていられるところの職員、その職員の中には予算執行職員も含まれていられるわけでありましても、予算執行職員は、法令に準拠して

予算を適切に執行する義務がある。そして、入札しているときに談合が行われているということが明らかになるような場合に、これを防止する形で入札手続を進めたいということ、これは法令義務違反になつていこうか、これは法令

これは当然、予責法の世界の中では損害賠償請求につながる、あるいは懲戒処分につながる、こういうこととあります。これを今回の法律の対象外にするということについては、我々としてはいかになものかといふふうな感じしているところでございます。

一番議論になつていられるのは、不作為をどこまで法律の中で具体的に書いていくかといふところについて、与党の法案の中でもお悩みなつたといふふうな聞いておりますから、基本的な考え方はそう大きくは違わないのかもしれないけれども、我々としては、不作為を今回の法律の中で対象から外すということについてはどうしても納得がいかない、こういう形で我々は提案させていただきます。ご意見を伺ひたいと思ひます。

○西川(太)委員 なかなか名答弁で、賛成したくなつちやうような……。最後に、もう時間がないので、私はこれで最後の質問で終わりますが、与党案では、第四条において、入札談合等の関与行為があつた場合、発注機関の職員に対する賠償責任を追及する義務を規定しております。このような規定を設ける趣旨はなぜなのかといふことを与党の提出者に伺ひたい。

それから、武正さんには、私は、与党の損害賠償というものは、私どもが説明を伺つていられる範囲では、発注機関が入札談合等の関与行為に対して厳正な姿勢で臨むことによつて抑止効果を職員に対して働かせることができる、これを目的にしていこうか、ところが、民主党案は、予算執行職員に弁償の責任を要件としている。これは、故意または過失に改めたのに合わせたようなものであるのではありませんけれども、これは、確かに抑止効果は高まるかもしれませんが、反面、予算執行職員をびび

らせるというか、やる気をなくさせるといふか、安全主義に陥つて行政の進展を阻害するといふことが考えられるんじやないかと私は思ふのであります。

この法律の保護法益は、国民の血税をいやくもむだに使わない、いいかげんなことに使わない、きちつとした競争のもとに厳正に執行されるべきである、そしてこれを執行する公務員も誘惑に負けないようにする、また、それに対して圧力をかけたり不正を働いてはいけない、そういうふうなことをいろいろ私どもはやらなきゃいけないんです、そういう意味では、これから規制緩和をどんどん進めて、いわゆる官業といふものに対して新しい民の介入といふものを求めていかなければならない、こういうときにこの官製談合なんというものがあつてはならないわけでありまして、やはり私どもとしては、官製談合などということが二度と国会で議論されないようにしていかなければいけない。

そういう意味では、新規参入者に対する要件を緩和するとか、それから、地域限定とか地域指定だとか、いろいろな意味で、特定の地域だけで特定のグループだけを押しやせておけば役所はうまく予算が執行できるんじゃない、そういう怠慢を許しちゃならない、こういうことも最後に私の意見としてつけ加えてお尋ねを終わりたい、こう思ひますが、もう限られた時間でありましても、御答弁をお願いいたします。

○江田議員 まず、先生のお尋ねの、与党案第四条におきまして賠償責任追及義務を規定しているその理由はいかんといふことに関して、与党提出者として説明させていただきます。この第四条におきましては、入札談合等関与行為を行つた職員に対して、その損害賠償請求権が発生している場合に、その損害賠償請求権を行使することを義務づけていられるわけでございます。先生がもう今まさにお答えを言われましたように、このような規定を設けましたのは、入札談合等関与行為に対しまして発注機関が厳正な姿勢で

臨む、そのことを求める趣旨からでございます。

なお、このような規定を設けることによりまして、発注担当職員に安易に入札談合等関与行為を行わせしめない、そういう抑止効果を期待するところからでございます。

以上でございます。

○武正議員 御答弁申し上げます。
確かに、弁償責任の要件が緩やかであれば個々の職員の責任の追及がされやすくなる、このことからすれば、職務執行は慎重にならざるを得なく

なると思われます。
ただし、民法の一般原則と同じように、重過失を過失に下げたこと、出納職員は過失でも問われるんです。ですから、なぜ出納職員と予算執行職員が違ってくるのか、予算執行職員は複雑なことをやるからということですが、これはやはり同じでいいんじゃないか、萎縮することはないだろうというふうに思うんですが、逆に、適正な予算執行のためには、会計法規を遵守して慎重に職務を執行すべきであって、むしろ過失による法令違反を除いているというのはいさや法的な問題点があるというふうに思いますが、何よりも、会計検査院が今の重過失ではなかなか予責法の適用ができないといったのが実態でありますので、やはり過失に下げてしかるべきと考えます。

以上です。

○西川(太)委員 終わります。

○谷畑委員長 これにて、ただいま議題となつております各案中、山中貞則君外八名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案及び第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案の両案に対する質疑は終局いたしました。

○谷畑委員長 これより両案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する

法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○谷畑委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、山中貞則君外八名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○谷畑委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○谷畑委員長 ただいま議決いたしました山中貞則君外八名提出、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案に対し、竹本直一君外七名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合、保守党及び宇田川芳雄君共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案に対する附帯決議(案)
近年、国や地方公共団体等が行う公共事業の発注や物品等の調達に際し、いわゆる「官製談合」と称される不適正な事件の摘発が相次いでいる。

このような官製談合は、官公需分野における公正かつ自由な競争を官公庁自らが阻害するのみならず、国や地方公共団体等における予算の適正かつ効率的な執行を歪め、ひいては政治及び行政への国民の信頼をも損ねるものであり、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止を図ることは喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 公正取引委員会は、調査の結果、入札談合等関与行為があると認める場合において、必要に応じて会計検査院にこれを通知するなど相互に十分に連携協力をし、もって入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に十全を期すること。
- 二 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第二条第五項に規定される三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、そのあり方を含め引き続き必要な検討を行うこと。
- 三 入札及び契約の一層の適正化や外部監査の積極的な活用など、地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取り組みを促進すること。
- 四 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償の請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性、談合に伴う職員の利益の有無等を踏まえ、そのあり方について必要な検討を行うこと。

以上であります。
附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○谷畑委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○谷畑委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、片山総務大臣から発言を求められてお

りますので、これを許します。片山総務大臣。
○片山国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○谷畑委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○谷畑委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○谷畑委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時五十一分散会

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(山中貞則君外八名提出)
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律

(趣旨)
第一条 この法律は、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律において「特定法人」とは、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資し

る。

ている法人をいう。

3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。

4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人(以下「国等」という。)が入札、競り売りその他の競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に關し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為をいう。

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員(以下「職員」という。)が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
三 入札又は契約に關する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

(各省各庁の長等に対する改善措置の要求等)
第三条 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に關する事務に係る改善措置(以下単に「改善措置」という。)を講ずべきことを求めることができる。

2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があつたと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなつていない場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。

4 各省各庁の長等は、第一項又は第二項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があつたことが明らかとなつたときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認められる改善措置を講じなければならない。

5 各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

6 各省各庁の長等は、第四項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

7 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができ

(職員に対する損害賠償の請求等)
第四条 各省各庁の長等は、前条第一項又は第二項の規定による求めがあつたときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

2 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

3 各省各庁の長等は、前二項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 各省各庁の長等は、第二項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

5 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に關する法律(昭和二十五年法律第七十二号)第三条第二項(同法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫等の長(同条第一項に規定する公庫等の長をいう。)は、第二項、第三項(第二項の調査に係る部分に限る。)及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第四条第四項(同法第九条第二項において準用する場合を含む。)中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為(入札談合等関与行為の排除及び防止に關する法律(平成十四年法律第 号)第一条第五項に規定する入札談合等関与行為をいう。)に係る同法第四条第一項の調査の結果を添えて」とする。

6 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項、第三項(第二項の調査に係る部分に限る。)及び第四項の規定は

適用せず、地方自治法第二百四十三条の二第三項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条(地方公営企業法第三十四条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。
(職員に係る懲戒事由の調査)
第五条 各省各庁の長等は、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあつたときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分(特定法人(特定独立行政法人、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)を除く。)にあつては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁)をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長又は特定独立行政法人の長が、当該職員の任命権を有しない場合(当該職員の任命権を委任した場合を含む。)は、当該職員の任命権を有する者(当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。)に対し、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあつた旨を通知すれば足りる。

2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができ、否かについて必要な調査を行わなければならない。

3 各省各庁の長等又は任命権者は、第一項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
(指定職員による調査)
第六条 各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員(以下この条において「指定職員」という。)に、第三条第四項、第四条第一項若しくは第二項又は前条第一項本文若しくは第二項の規定による調査(以下この条において「調査」という。)を実施させなければならない。この場

合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。

3 指定職員が調査を実施する場合には、当該各省各庁(財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ)、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。

(関係行政機関の連携協力)
第七条 国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(運用上の配慮)
第八条 この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

(事務の委任)
第九条 各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局(法律で国務大臣をもってその長に充てることがされているものに限る。)の長に委任することができる。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由
入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する

理由である。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(第五十三回国会、田中義典外五名提出)
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律

(趣旨)
第一条 この法律は、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するための改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査等について定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。
2 この法律において「特定法人」とは、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。

3 この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。
4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人(以下「国等」という。)が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為をいう。

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員(以下「職員」という。)

が入札談合等を行わせ、助長し、又は容易にすることを及び職員が入札談合等が行われるおそれがあることを知りながら入札談合等を防止するための措置を講じないことをいう。

(各省各庁の長等に対する改善措置の要求等)
第三条 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するための改善措置を講ずべきことを求めることができる。

2 公正取引委員会は、入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するための改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による求めをする場合には、当該求めの趣旨及び内容を記載した書面を交付しなければならない。

4 各省各庁の長等は、第一項又は第二項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、その結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除するために必要と認める改善措置又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

5 各省各庁の長等は、前項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

6 公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができる。
(職員に対する損害賠償の請求等)
第四条 各省各庁の長等は、前条第一項又は第二項の規定による求めがあつたときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

3 各省各庁の長等は、前項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

4 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)第三条第二項(同法第九条第二項(同法第九条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))において準用する場合を含む。)の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、前項の規定は適用せず、同法第四条第三項中「弁償を命ずることができない」とあるのは、「速やかに弁償を命じなければならない」と読み替えて、同項(同法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

5 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。))の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項及び第三項の規定は適用せず、地方自治法第二百四十三条の二第三項中「決定することを速やかに求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同項(地方公営企業法第三十四条において準用する場合を含む。))の規定を適用する。

(損害額についての公正取引委員会の意見)
第五条 入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、当該職員の入札談合等関与行為によって生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

(職員に係る懲戒事由の調査)

第六条 各省各庁の長等は、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあつたときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分(特定法人(特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。)を除く。)にあつては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁をすることができると否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長又は特定独立行政法人の長が、当該職員の任命権を有しない場合(当該職員の任命権を委任した場合を含む。)は、当該職員の任命権を有する者(当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。次項において「任命権者」という。)に対し、第三条第一項又は第二項の規定による求めがあつた旨を通知すれば足りる。

2 前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができると否かについて必要な調査を行わなければならない。(公正取引委員会による会計検査院への通知)

第七条 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があり、又はあつたと認めるときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。ただし、当該入札談合等関与行為に係る契約に関する会計経理について会計検査院が検査をすることができない場合は、この限りでない。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由
いわゆる官製談合を防止するため、公正取引委員会が各省各庁の長等に対して入札談合等関与行為を排除するための改善措置を要求することができ

第一類第九号 経済産業委員会議録第二十八号 平成十四年七月十七日

きることとするともに、各省各庁の長等に対して入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求及び当該職員に係る懲戒事由の調査を義務づけ、更に公正取引委員会と会計検査院との連携を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律案
入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「重大な」を削る。
第四条第一項中「重大な」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「重大な」を削る。
第八条第一項中「書面をもつて」を削る。
第九条の次に次の一条を加える。

(公団等の予算執行職員に対する準用)
第九条の二 国が資本金の二分の一以上を出資している法人であつて公庫等(中小企業総合事業団を除く。)以外のもの(以下「公団等」という。)の総裁、理事長その他の代表者から公団等の予算(予算に準ずる収支の見積りを含む。以下この項において同じ。)の執行の職務を行う者として指定された者(中小企業総合事業団にあつては、特定業務に関する予算執行の職務を行う者を除く。以下「公団等予算執行職員」という。)は、公団等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公団等の定款並びに公団等の経理に関する規程に準拠し、かつ、予算で定めるところ

に従い、それぞれの職分に応じ、公団等において行う第二条第三項に規定する支出等の行為に相当する行為をしなければならない。
2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の公団等予算執行職員について準用する。
3 前項の場合において、前条第三項及び第四項中「主務大臣、財務大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。
(会計検査院法の一部改正)
第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第二条中「三人」を「五人」に改める。
第五条第三項中「満六十五才」を「満七十才」に改める。
第二十六条に次の三項を加える。

会計検査院は、検査上の必要により、その職員に、必要な場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第二十七条に次の一項を加える。

何人も、前項各号に掲げる事実その他会計経理に關し法令に違反し又は不当であると認める事実があるときは、会計検査院に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
第二十八条中「依頼する」を「求める」に改める。
第三十一条第一項中「重大な」及び「著しく」を削り、同条第二項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、「応じない場合」の下に「若しくは同条第二項の規定による立入検査に応じない場合」を加える。

第三十三条に次の一項を加える。
会計検査院は、検査の結果国の契約に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、その事実を公正取引委員会に通知しなければならない。
(地方自治法の一部改正)
第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二百四十三条の二第一項中「重大な過失により」を「過失により」に改め、同条第三項ただし書を削る。
第二百四十三条の二第九項を同条第十六項とし、同条第八項を同条第十五項とし、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項中「第三項」を「第三項又は第五項(第七項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第三項本文」を「第三項若しくは第四項(第七項において準用する場合を含む。)」に、「前項後段」を「第八項後段」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「前項本文」を「第三項又は第五項(前項において準用する場合を含む。)」に、「きき」を「聴き」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の三項を加える。

9 第一項後段の職員は、その上司から法令の規定に違反すると認められる同項後段に規定する行為をすることの要求を受けたときは、その理由を明らかにし、当該上司を経て普通地方公共団体の長(当該上司が普通地方公共団体の長である場合にあつては、直ちに当該普通地方公共団体の長)にその行為をすることができない旨の意見を表示しなければならない。
10 第一項後段の職員が前項の規定によつて意見の表示をしたにもかかわらず、更に、上司が当該職員に対し同一の行為をすべき旨の要

求をしたときは、その行為に基づく賠償責任は、その要求をした上司が負うものとする。

11 第三項から第八項までの規定は、前項の場合について準用する。

第二百四十三条の二第三項の次に次の四項を加える。

4 監査委員は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定する。

5 監査委員が前項の規定により賠償責任があると決定したときは、普通地方公共団体の長は、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

6 外部監査人(第二百五十二条の三十第一項に規定する外部監査人をいう。)は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを監査し、かつ、監査の結果に関する報告を監査委員に提出しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合について準用する。この場合において、第四項中「監査委員は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを監査し」とあるのは「第六項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合においては、監査委員は、当該監査の結果に関する報告に基づき」と、第五項中「前項」とあるのは「第七項の規定により読み替えて準用する第四項」と読み替えるものとする。

職務の執行について苦情がある者は、監査委員に対し、文書により苦情の申出をすることができる。

2 監査委員は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。

第二百五十二条の二十七第二項中「受ける」ともに「を」を受け、かつ、第二百四十二条第一項の請求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受ける」ともに「に」を改め、同条第三項第一号中「第二百五十二条の三十九第一項に規定する」を「第二百五十二条の三十九第一項各号に掲げる」に改め、同項第二号中「第二百五十二条の四十第一項に規定する」を「第二百五十二条の四十第一項各号に掲げる」に改め、同項第三号中「第二百五十二条の四十一第一項に規定する」を「第二百五十二条の四十一第一項各号に掲げる」に改め、同項第四号中「第二百五十二条の四十二第一項に規定する」を「第二百五十二条の四十二第一項各号に掲げる」に改める。

第二百五十二条の三十五第二項中「ときは」の下に「議会の同意を得て」を加え、後段を削り、同条第三項後段及び第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二百五十二条の三十六第一項中「包括外部監査契約を」の下に「議会の議決を経て」を加え、後段を削り、同項第二号中「政令で定める」を削り、同項第三号中「前号に掲げる市以外の市又は町村で、」を削り、「もの」を「町村」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項に次のただし書を加える。

ただし、第二百五十二条の三十七の二第二項に規定する住民監査請求に係る包括外部監査人の監査の請求が包括外部監査契約で定め

る包括外部監査契約の期間内にあつた場合において、同項に規定する住民監査請求に係る包括外部監査人の監査の請求に係る事項について監査を行うため必要があるときは、この限りでない。

第二百五十二条の三十六第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第二百五十二条の三十七の次に次の一条を加える。

第二百五十二条の三十七の二 包括外部監査対象団体の住民は、第二百四十二条第一項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その理由を付して、監査委員の監査に代えて包括外部監査契約に基づく監査を求めることができる。

2 監査委員は、前項の規定により包括外部監査契約に基づく監査によることが求められた第二百五十二条第一項の請求以下本条において「住民監査請求に係る包括外部監査人の監査の請求」というがあつたときは、直ちにその旨を包括外部監査人に通知しなければならない。

3 包括外部監査人は、前項の規定による通知があつたときは、包括外部監査契約で定める期間内に、住民監査請求に係る包括外部監査人の監査の請求に係る事項について監査を行い、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを監査委員に提出しなければならない。

4 住民監査請求に係る包括外部監査人の監査の請求があつた場合における第二百四十二条(第一項及び第二項を除く。)及び第二百四十二条の二の規定の適用については、第二百四十二条第三項中「第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行ない」とあるのは「第二百五十二条の三七の二第三項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合においては、監査

委員は、当該監査の結果に関する報告に基づき」と、「その旨」とあるのは「その旨及び当該監査の結果に関する報告」と、「同項の規定による」とあるのは「同条第二項に規定する住民監査請求に係る包括外部監査人の監査の請求に係る」と、「これ」とあるのは「この内容」と、「報告の内容」とあるのは「報告の内容及び当該監査の結果に関する報告」と、同条第四項中「監査委員の監査」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定」と、「第一項の規定による請求」とあるのは「第二百五十二条の三十七の二第二項に規定する住民監査請求に係る包括外部監査人の監査の請求」と、「六十日」とあるのは「七十日」と、同条第五項中「監査委員は、第三項」とあるのは「包括外部監査人は、第二百五十二条の三十七の二第三項」と、同条第六項中「監査及び」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定及び」と、第二百四十二条の二第一項中「前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第三項の規定による監査委員の監査の結果」とあるのは「第二百五十二条の三十七の二第二項に規定する住民監査請求に係る包括外部監査人の監査の請求をした場合において、前条第三項の規定による請求に理由がない旨の決定」と、「監査若しくは勧告」とあるのは「請求に理由がない旨の決定若しくは勧告」と、「同条第一項の請求」とあるのは「第二百五十二条の三十七の二第二項に規定する住民監査請求に係る包括外部監査人の監査の請求」と、同条第二項第一号中「監査委員の監査の結果」とあるのは「監査委員の請求に理由がない旨の決定」と、「当該監査の結果」とあるのは「当該請求に理由がない旨」と、同項第三号中「六十日」とあるのは「七十日」と、「監査又は」とあるのは「請求に理由がない旨の決定又は」とする。

5 包括外部監査対象団体が包括外部監査契約

を締結していない場合において住民監査請求に係る包括外部監査人の監査の請求があつたとき又は包括外部監査人が第二百五十二条の二十九の規定により住民監査請求に係る包括外部監査人の監査の請求に係る事件について監査することができないときは、当該普通地方公共団体を第二百五十二条の四十三第一項に規定する普通地方公共団体とみなして、同条の規定を適用する。

第二百五十二条の三十八第三項及び第六項中「前条第五項」を「第二百五十二条の三十七第五項」に改める。
第二百五十二条の三十九第一項中「第七十五条第一項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることのできることを条例により定める」を「次に掲げる」に、「同項の選挙権」を「第七十五条第一項の選挙権」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 都道府県
- 二 市
- 三 第七十五条第一項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることのできることを条例により定めた町村

第二百五十二条の三十九第三項中「当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を付けて」を削り、同条第四項中「同項の規定による監査委員の意見を付けて」を削り、同条第六項中「あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに」を削り、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十四項中「前条第五項」を「第二百五十二条の三十七第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とする。

第一類第九号 経済産業委員会議録第二十八号

第二項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることのできることを条例により定める」を「次に掲げる」に、「同項」を「第九十八条第二項」に改め、後段を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 都道府県
- 二 市
- 三 第九十八条第二項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることのできることを条例により定めた町村

第二百五十二条の四十四第四項中「第十一項」を「第十項」に、「同条第七項中「第三項」とあるのは「次条第一項」と、同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改める。

- 一 都道府県
- 二 市
- 三 第九十九条第六項の要求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることのできることを条例により定める」を「次に掲げる」に、「同項」を「第九十九条第六項」に改め、同項に次の各号を加える。

第二百五十二条の四十一第三項を削り、同条第四項中「第十一項」を「第十項」に、「前項」とあるのは「第二百五十二条の四十一第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十一第二項に規定する長からの個別外部監査の要求をしたとき」に、「同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十一第三項」と、同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

平成十四年七月十七日

公共団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているもの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものについての第九十九条第七項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることのできることを条例により定める」を「次に掲げる」に、「同項」を「第九十九条第七項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 都道府県
- 二 市
- 三 町村が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、町村が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、町村が借入金元金若しくは利子の支払を保証しているもの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、町村が受益権を有する信託で同項の政令で定めるもの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は町村が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているもの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものについての第九十九条第七項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることのできることを条例により定めた町村

第二百五十二条の四十二第三項を削り、同条第四項中「第十一項」を「第十項」に、「前項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」を「前項の規定による通知があつたとき」とあるのは「第二百五十二条の四十二第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求をしたとき」に、「同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」と、同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第一類第九号 経済産業委員会議録第二十八号

第二百五十二条の四十二第三項を削り、同条第四項中「第十一項」を「第十項」に、「前項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」を「前項の規定による通知があつたとき」とあるのは「第二百五十二条の四十二第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求をしたとき」に、「同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」と、同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二百五十二条の四十三第一項中「第二百四十二条第一項」を「包括外部監査対象団体以外の普通地方公共団体で第二百四十二条第一項」に、「定める普通地方公共団体」を「定めたもの」に改め、同条第二項中「場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることと認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内」を「ときは、直ちに」に改め、後段を削り、同条第七項中「があつた場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内」に、「当該普通地方公共団体の長に第二項前段」を「について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会が否決したとき又は監査委員が第三項ただし書の規定による通知があつた日から二十日以内」に改め、同項後段中「併せて」の下に「議会が否決した旨又は」を加え、「第二項前段」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第二項前段」を「住民監査請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決

第二百五十二条の四十二第三項を削り、同条第四項中「第十一項」を「第十項」に、「前項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」を「前項の規定による通知があつたとき」とあるのは「第二百五十二条の四十二第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求をしたとき」に、「同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」と、同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

を經た場合又は第四項」に、「第二百五十二条の四十三第四項」を「第二百五十二条の四十三第七項」に改め、「基づき」との下に、「その旨」とあるのは、「その旨及び当該監査の結果に関する報告」とを、「係る」との下に、「これ」とあるのは、「これら」と、「勧告の内容」とあるのは、「勧告の内容及び当該監査の結果に関する報告」とを加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「第十一項」を「第十項」に、「前項前段」を「住民監査請求に係る個別外部監査の請求」を「住民監査請求に係る個別外部監査の請求」について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た場合又は第四項」に、「第二百五十二条の四十三第二項前段」を「第二百五十二条の四十三第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の規定による住民監査請求に係る個別外部監査の請求に基づき監査によることについて議会の議決を経た場合又は同条第四項」に、「同項」を「同条第二項」に改め、「同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項の規定による監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることとの決定」と、同条第八項第一号を「同条第七項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、住民監査請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。ただし、議会の閉会又は解散のために議会に付議することができないときは、当該普通地方公共団体の長は、その旨を監査委員に通知しなければならない。

4 監査委員は、前項ただし書の規定による通知があつた場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、当該通知があつた日から二十日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 第三項本文の規定により住民監査請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た旨の通知があつたときは、又は前項の規定による通知をしたときは、監査委員は、その旨を、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に直ちに通知しなければならない。

第二百五十二条の四十四中、「第四項及び第五項」を「及び第四項」に改める。

第二百五十二条の四十五中「第二百五十二条の三十六条第一項第二号に掲げる市以外の市又はは」を削る。

第二百九十一条の六第一項中「第十四項」を「第十三項」に改める。

第三百四十四条第一項中「第二百四十三条の二第一項から第五項まで及び第九項」を「第二百四十三条の二第一項から第十二項まで及び第十六項」に改める。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正)

第四条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第四号中「公正な」を「一般競争入札を原則とするこの徹底等公正な」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 公共工事を共同連帯して請け負おうとする者に係る入札の適正化に関すること。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条並びに附則第四条第一項及び第三項から第七項まで、第五条並びに第六条の規定 平成十四年四月一日

二 第四条及び附則第四条第二項の規定 公布の日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前の事実に基づく予算執行職員及び公庫等予算執行職員の弁償責任については、第一条の規定による改正後の予算執行職員等の責任に関する法律第三条第二項及び第四条第一項(第九条第二項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 施行日前の事実に基づく国の会計事務を処理する職員に係る懲戒処分等の要求については、第二条の規定による改正後の会計検査院法第三十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、第三条の規定による改正後の地方自治法(以下「新地方自治法」という)第二百四十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定による包括外部監査契約の締結については、普通地方公共団体の長は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前においても議会の議決を経ることができる。

3 新地方自治法第二百五十二条の三十七の二及び第二百五十二条の四十三の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方自治法第二百四十二条第一項の請求について適用し、同日の前日までに行われた同項の請求については、なお従前の例による。

4 新地方自治法第二百五十二条の三十九の規定

は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方自治法第七十五条第一項の請求について適用し、同日の前日までに行われた同項の請求については、なお従前の例による。

5 新地方自治法第二百五十二条の四十の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方自治法第九十八条第二項の請求について適用し、同日の前日までに行われた同項の請求については、なお従前の例による。

6 新地方自治法第二百五十二条の四十一の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方自治法第九十九条第六項の要求について適用し、同日の前日までに行われた同項の要求については、なお従前の例による。

7 新地方自治法第二百五十二条の四十二の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方自治法第九十九条第七項の要求について適用し、同日の前日までに行われた同項の要求については、なお従前の例による。

(地方公営企業法の一部改正)

第五条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第二百四十三条の二第三項」の下に「及び第五項」を加え、「同条第四項」を「同条第八項」に、「きき」を「聴き」に、「同条第六項」を「同条第九項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第十三項」に、「同条第七項」を「同条第十四項」に改める。

(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、前条の規定による改正後の地方公営企業法第三十四条において準用する新地方自治法第二百四十三条の二の規定にかかわら

ず、なお従前の例による。

理由

入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するため、予算執行職員の弁償責任等の厳格化及び対象の拡大並びに会計検査院の権限の強化及び地方公共団体の監査機能の拡充を図るとともに、公共工事の入札及び契約に係る適正化指針に定める事項を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約五千三百万円の見込みである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正する法律

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第

四十九條第三項」に改め、同條第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十五條第五項中「国家行政組織法第七條第二項、第四項及び第五項並びに第二十一條(第五項を除く。)」を「内閣府設置法第十七條第二項から第四項まで及び第六十三條(第五項を除く。)」に改める。

第三十五條の二第四項中「総務省令」を「内閣府令」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一総務省の項中「公正取引委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

五十七の二・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七條の二に規定する事務

九十七 削除

第三十條中「公正取引委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

第四章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第三十一條 削除

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 従前の公正取引委員会は、この法律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づく公正取引委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)

第四条 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三條の三中「若しくは総務事務官」を「総務事務官若しくは内閣府事務官」に改める。

理由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適正な執行を確保することの重要性にかんがみ、現在総務省の外局として総務大臣の所轄に属するものとされている公正取引委員会を、内閣府の外局として内閣総理大臣の所轄に属するものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第六十四條の表中

国家公安委員会 警察法

公正取引の確保に関する法律

に改める。

公正取引委員会

私的独占の禁止及び公正取引委員会

国家公安委員会

警察法

条」を「第二節 削除」に改める。

第三條中「、事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を削る。

第四條第九十七號を次のように改める。

(総務省設置法の一部改正)

第四條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 公正取引委員会(第三十一

第一類第九号

経済産業委員会議録第二十八号

平成十四年七月十七日

第一類第九号

經濟産業委員会議録第二十八号 平成十四年七月十七日

平成十四年七月二十四日印刷

平成十四年七月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

○